

官報 号外

平成二十七年九月十一日

○第百八十九回 参議院會議録第四十号

平成二十七年九月十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第四十一号

平成二十七年九月十一日

午前十時開議

- 第一 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第五 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)
以上五件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員
長片山さつき君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(片山さつき君登壇、拍手)

○片山さつき君 冒頭、今般の台風、水害等に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げ、ただいま議題となりました条約五件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、投資協定三件のうち、カザフスタン及びウクライナとの投資協定は、主に投資の許可後の投資家及び投資財産の保護について、ウルグアイとの投資協定は、投資の許可後の投資家及び投資財産の保護に加え、投資の許可段階の内国民待遇等について、それぞれ定めるものであります。

あわせて、これらの協定は、現地調達要求など特定措置の履行要求の原則禁止、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めております。

次に、カタルとの租税協定は、二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものであります。

最後に、ルクセンブルクとの社会保障協定は、年金制度等の適用の調整及び加入期間の通算による年金の受給権の確立等について定めるものであります。

委員会におきましては、五件を一括して議題とし、今後の投資協定締結交渉の見通し、カザフスタンの経済発展と投資協定締結の意義、ウクライナ情勢の安定化に向けた我が国の取組等について質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共產党の井上委員より、投資協定三件及びカタルとの租税協定に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、投資協定三件及びカタルとの租税協定はいずれも多数をもって、ルクセンブルクとの社会保障協定は全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十一
賛成	二百二十
反対	十一

よって、三件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 次に、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百二十二

反対

十

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島九州男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 冒頭、今回の災害におきまして被災に遭われた方、そしてまた被災自治体の皆様を中心に心からお見舞いを申し上げます。

続きまして、ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後、引き続き国の職員となった場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公務員の退職派遣制度を創設する理由、公共施設等運営事業における安全性、透明性の確保、PFIによる公共施設等の老朽化への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の辰巳委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百十六

反対

十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第七 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長山田俊男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山田俊男君登壇、拍手〕

○山田俊男君 冒頭、今回の豪雨被害に遭われた皆様を中心に心からお見舞いを申し上げます。次第であります。

さて、ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、農業・食品産業技術総合研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の内部ガバナンスの高度化等を行うものとしてあります。

委員会におきましては、法人統合の必要性和組合せの妥当性、統合後の法人における人員及び予算の在り方、法人の研究と生産現場の連携の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十一

反対

十

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。午前十四時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 奥石 東君

議員
又市 征治君 石川 博崇君
竹谷とし子君 辰巳孝太郎君
吉田 忠智君 河野 義博君
佐々木さやか君 倉林 明子君
福島みずほ君 矢倉 克夫君
杉 久武君 吉川ゆうみ君
田村 智子君 紙 智子君
秋野 公造君 平木 大作君
江島 潔君 井原 巧君
仁比 聡平君 大門実紀史君
若松 謙維君 谷合 正明君
横山 信一君 若林 健太君
藤川 政人君 中原 八一君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 博司君
磯崎 陽輔君 藤井 基之君
北川イツセイ君 市田 忠義君
山下 芳生君 荒木 清寛君
山口那津男君 魚住裕一郎君
西田 実仁君 長沢 広明君
世耕 弘成君 衛藤 晟一君
山谷えり子君 赤池 誠章君
長谷川 岳君 大家 敏志君
宇都 隆史君 山下 雄平君
山田 修路君 渡邊 美樹君
堀内 恒夫君 宮本 周司君
三宅 伸吾君 三木 亨君
舞立 昇治君 堀井 巖君
渡辺 猛之君 石井 正弘君

石田 昌宏君 大野 泰正君
北村 経夫君 古賀友一郎君
牧野たかお君 三原じゅん子君
中西 祐介君 熊谷 大君
磯崎 仁彦君 上野 通子君
石井 浩郎君 赤石 清美君
野上浩太郎君 小泉 昭男君
二之湯 智君 松村 祥史君
水落 敏栄君 野村 哲郎君
愛知 治郎君 末松 信介君
中川 雅治君 有村 治子君
宮沢 洋一君 林 芳正君
岡田 直樹君 岡田 広君
金子原二郎君 鶴保 庸介君
関口 昌一君 岩城 光英君
伊達 忠一君 岩井 茂樹君
平野 達男君 松沢 成文君
糸数 慶子君 阿達 雅志君
青木 一彦君 荒井 広幸君
脇 雅史君 主濱 了君
谷 亮子君 馬場 成志君
羽生田 俊君 二之湯武史君
長峯 誠君 中泉 松司君
豊田 俊郎君 上月 良祐君
酒井 庸行君 島田 三郎君
島村 大君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 石井 準一君
山田 俊男君 丸山 和也君
森 まさこ君 丸川 珠代君
古川 俊治君 西田 昌司君
塚田 一郎君 吉田 博美君
松山 政司君 山本 順三君

猪口 邦子君 片山さつき君
松下 新平君 福岡 資麿君
佐藤 信秋君 溝手 顕正君
柳本 卓治君 岸 宏一君
武見 敬三君 山崎 力君
橋本 聖子君 山本 一太君
木村 義雄君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 山本 太郎君
磯崎 哲史君 石上 俊雄君
安井美沙子君 浜野 喜史君
小西 洋之君 石橋 通宏君
大野 元裕君 西村まさみ君
堂故 茂君 斎藤 嘉隆君
徳永 エリ君 田城 郁君
難波 奨二君 江崎 孝君
柘植 芳文君 野田 国義君
金子 洋一君 吉川 沙織君
牧山ひろえ君 風間 直樹君
相原久美子君 林 久美子君
石井みどり君 広田 一君
藤末 健三君 尾立 源幸君
大久保 勉君 白 眞勲君
足立 信也君 藤本 祐司君
島尻安伊子君 佐藤 正久君
芝 博一君 柳澤 光美君
小林 正夫君 藤田 幸久君
大塚 耕平君 那谷屋正義君
山東 昭子君 尾辻 秀久君
中曾根弘文君 神本美恵子君
田中 直紀君 羽田雄一郎君
郡司 彰君 榎葉賀津也君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
田中 茂君 清水 貴之君

議員派遣中の議員
太田 房江君 森本 真治君
新妻 秀規君

國務大臣
外務大臣 岸田 文雄君
農林水産大臣 林 芳正君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 甘利 明君

片山虎之助君
江田 五月君 寺田 典城君
柳田 稔君 前田 武志君
直嶋 正行君 北澤 俊美君
加藤 敏幸君 小川 勝也君
室井 邦彦君 前川 清成君
長浜 博行君 小野 次郎君
福山 哲郎君 小川 敏夫君
小見山幸治君 増子 輝彦君
真山 勇一君 川田 龍平君
松田 公太君 アントニオ猪木君
津田弥太郎君 中山 恭子君
柴田 巧君 水岡 俊一君
山田 太郎君 儀間 光男君
江口 克彦君 水野 賢一君
蓮 舫君 大島九州男君
井上 義行君 藤巻 健史君
中野 正志君 中西 健治君
東 徹君 有田 芳生君
行田 邦子君 山口 和之君
浜田 和幸君 薬師寺みちよ君

議長の報告事項

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山東 昭子君

補欠

大野 泰正君

世耕 弘成君

滝波 宏文君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

総務委員

辞任

石上 俊雄君

補欠

蓮 舫君

江崎 孝君

北澤 俊美君

榛葉賀津也君

林 久美子君

野田 国義君

石橋 通宏君

横山 信一君

山口那津男君

法務委員

辞任

那谷屋正義君

補欠

足立 信也君

外交防衛委員

辞任

末松 信介君

補欠

酒井 庸行君

北澤 俊美君

江崎 孝君

石川 博崇君

河野 義博君

文教科学委員

辞任

足立 信也君

補欠

那谷屋正義君

林 久美子君

榛葉賀津也君

厚生労働委員

辞任

石橋 通宏君

補欠

野田 国義君

農林水産委員

辞任

山口那津男君

補欠

横山 信一君

国土交通委員

辞任

大野 泰正君

補欠

山東 昭子君

酒井 庸行君

末松 信介君

河野 義博君

石川 博崇君

予算委員

辞任

高橋 克法君

補欠

大沼みずほ君

決算委員

辞任

滝波 宏文君

補欠

世耕 弘成君

議院運営委員

辞任

大沼みずほ君

補欠

高橋 克法君

野田 国義君

森本 真治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任

島田 三郎君

補欠

石井 正弘君

高野光二郎君

山下 雄平君

宮本 周司君

愛知 治郎君

相原久美子君

白 眞勲君

那谷屋正義君

藤末 健三君

主演 了君

山本 太郎君

同日議員から次の議案が提出された。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外三名発議)(参第二六号)

同日議長は、次の議員提出案を我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会に付託した。

領域等の整備に関する法律案(大野元裕君外七名発議)(参第二五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公認心理師法案

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(閣法第七三号)

武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第一六号)

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第一七号)

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第一八号)

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(参第一九号)

国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(参第二〇号)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第二三号)

及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第二四号)について

一、開会の日 平成二十七年九月十五日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成二十七年九月八日

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員長

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。
保険医療機関等の指導に関する再質問主意書
(西村まさみ君提出)(第二八〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校における平和教育のより一層の充実に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二七一七号)

駐留軍労働者の高齢者雇用確保に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二七二二号)

相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二七三三号)

米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書(藤末健三君提出)(第二七四号)

安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二七五号)

存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二七六号)

安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二七七号)

安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二七八号)

安全保障関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二七九号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公認心理師法

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

大野 泰正君
滝波 宏文君
石上 俊雄君
山下 芳生君

補欠
山東 昭子君
世耕 弘成君
蓮 舫君
辰巳孝太郎君

総務委員

石橋 通宏君
北澤 俊美君
林 久美子君
蓮 舫君
山口那津男君

補欠
野田 国義君
江崎 孝君
長浜 博行君
石上 俊雄君
横山 信一君

法務委員

足立 信也君
酒井 庸行君
江崎 孝君
河野 義博君
小野 次郎君

補欠
前川 清成君
末松 信介君
北澤 俊美君
石川 博崇君
清水 貴之君

外交防衛委員

酒井 庸行君
江崎 孝君
河野 義博君
小野 次郎君

補欠
末松 信介君
北澤 俊美君
石川 博崇君
清水 貴之君

財政金融委員

尾立 源幸君
前川 清成君

補欠
那谷屋正義君
足立 信也君

文教科科学委員

那谷屋正義君

補欠
尾立 源幸君

厚生労働委員
農林水産委員
野田 国義君
石橋 通宏君

補欠
山口那津男君

国土交通委員

山東 昭子君
末松 信介君
石川 博崇君
辰巳孝太郎君

環境委員

長浜 博行君
清水 貴之君

補欠
林 久美子君
小野 次郎君

予算委員

三木 亨君

補欠
高橋 克法君

決算委員

世耕 弘成君

補欠
滝波 宏文君

行政監視委員

島田 三郎君
藤末 健三君

補欠
森本 真治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

石井 正弘君
藤末 健三君
真山 勇一君
福島みずほ君
山本 太郎君

補欠
阿達 雅志君
那谷屋正義君
藤巻 健史君
吉田 忠智君
主濱 了君

正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(中根康浩君外二名提出)(衆第三九号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)審査報告書

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号)審査報告書

平成二十七年九月十一日 参議院会議録第四十号

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

六

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案 閣法第三二二号 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「積極的平和主義」の認識に関する質問主意書 (福島みずほ君提出) (第二八一号)

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十日

外交防衛委員長 片山さつき

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とカザフスタン共和国との間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与並びに現地調達要求及び技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定

日本国及びカザフスタン共和国(以下「両締約国」という。)は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつてゐることを認識し、

両締約国の区域において健康、安全及び環境の分野で適用される措置及び基準を緩和することな

しに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与することを希望し、

この協定が両締約国間の経済上の連携を更に深めることを信じて、

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業及び企業の支店

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券(その債務証券から派生する権利を含む。)

(d) 契約(元成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)

(g) 投資受入国の法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可。

天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

(h) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他

方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(a) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 締約国の企業

注釈 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合(投資財産の設立を認める免許又は許可のための申請を行つた場合を含む。)に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(3) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

(4) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、

(a) 当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権の権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進するものとし、自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む)に従つて権限を行使する自国の権利を留保の上、当該投資を許可する。

2 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に關し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であつてこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。

第三条

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を實質的に害するものであつてはならない。

第四条

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動並びに投資の許可及び投資の許可に關連する事項に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 土地の取得に關する事項
- (b) 一方の締約国が相互主義に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇
- (c) 植物の新品種の保護、航空、漁業及び海事に關する二国間及び多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇

3 1の規定は、一方の締約国が、現行又は将来の關稅同盟、經濟同盟若しくは通貨同盟、自由貿易地域又はこれらに類する事項を内容とする国際協定であつて当該一方の締約国が当事者であるもの又は将来当事者となるものにより与える特恵的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第五条

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資の促進及び保護に關する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資財産及び投資活動に關して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

第六条

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたる裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に關し、他方の締約国の投資家に對し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条

いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關し、当該他方の締約国の投資家による投資を許可した日に存在する要求を除くほか、次の(a)から(i)までに掲げる要求を課し、又は強制してはならない。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關し、当該他方の締約国の投資家による投資を許可した日に存在する要求よりも一層制限的な要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に關連する外国為替の流入の量と何らかの形で關

連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で關連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

- (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され、又は強制される場合
- (ii) 要求が、適用可能な知的財産権の保護に關する多数国間協定であつて自国が締結しているものに反しない態様で行われる知的財産権の移転に關するものである場合
- (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
- (k) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (l) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

第八条

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適

用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の書面による個別の照会に書面により応じ、及び当該他方の締約国に情報(当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。)を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が国内法の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条

各締約国は、緊急の場合又は純粹に輕微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に

対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法的手続及び第五条の規定に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行

う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていづれが有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次のことを承認する。

- (a) 当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権が当該一方の締約国又はその指定する機関に移転されること。
- (b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。

2 1(a)に規定する権利又は請求権の移転に基づき1に規定する一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自国の法令に定める手続に従つて、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十七条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次

の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができ、

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最

終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条

1 この条の規定の適用上、

(a) 「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

(b) 「紛争投資家」とは、投資紛争の当事者である投資家をいう。

(c) 「紛争締約国」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(d) 「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。

2 この条のいかなる規定も、紛争投資家が、紛争締約国の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争当事者間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請があつた日から三箇月以内に、投資紛争が友好的な協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な

調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下この条において「ICSID条約」という。)による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 適用される仲裁規則は、この条の規定によつて修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の名称及び住所

(b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約(この協定のいずれの義務について違反があつたとされるかについての特定を含む。)

(c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

7 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規

定する調停又は仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

8 7の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

(a) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(b) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下「ニューヨーク条約」という。)第二条の規定

9 7の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1(a)に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10 4の規定にかかわらず、紛争締約国の関連する法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限り。)を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

11 4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資

紛争解決国際センター(以下この条において「ICSID」という。)の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であつてもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者によつても雇用されてはならず、また、いかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱つたことがあつてはならない。

13 紛争当事者のそれぞれは、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

14 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。

15 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

16 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

- (a) 仲裁に付託された請求に関する書面による通知(当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。)
- (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し。

17 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の

解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

18 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置(紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。)を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じてはならず、又は1(a)に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

19 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

- (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断
- (b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)及び(ii)に規定するものの一方又は双方に限られる。
 - (i) 損害賠償及び適当な利子の支払
 - (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

20 19の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定を執行する。

21 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従つて仲裁に付託することに同意し、又は付託した投

資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行つてはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかつた場合は、この限りでない。この21の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十八条

1 この協定第十三条の規定を除く、この規定にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

2 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十三条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十九条

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済

全般的運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定の規定に適合しない措置をとる場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十一条

1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締

結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第二十二條

1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合においては、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第一条、第五条、第六条、第八条及び第十二条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十六条及び第十七条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

5 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないこととが(b)の規定に従つて決定された場合には、

いずれの投資家も、第十二条の規定を第十七条の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

(b) 投資家は、第十七条6の規定に基づく通報を行った時は、問題となつて課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが、送付を受けてから百八十三日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第十七条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、財務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii) カザフスタン共和国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十三條

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として、投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて情報を共有し、及び討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

4 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十四條

両締約国は、一方の締約国が健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十五條

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されておき、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行つていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」とは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」とは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十六條

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで自動的に効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して外交上の経路を通じて書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、この協定の効力発生の後いつても、両締約国の合意により改正することができる。

4 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

5 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十四年十月二十三日にアスタナで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

蒲原正義

カザフスタン共和国のために

A・イセク

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とウクライナとの間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与並びに現地調達要求及び技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定

日本国及びウクライナ(以下「両締約国」という。)は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、
締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつてゐることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接

に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業及び企業の支店
(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券(その債務証券から派生する権利を含む。)
注釈 この(c)の規定にかかわらず、

(i) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券は、当該金融機関が所在する区域の締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(ii) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証券(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。)は、投資財産ではない。

(iii) 締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証券は、投資財産ではない。

(d) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)

(g) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

(h) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権 投資財産には、投資財産から生ずる価値であつて再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。 注釈 この協定のいかなる規定も、締約国の投資家がいずれか一方の締約国又は両締約国の関係法令に違反して行う投資には適用されないことが確認される。	(2) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行うものという。 (a) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人 (b) 締約国の企業 (3) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織され、かつ、当該関係法令によつて規律される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。	(4) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。 (5) 「区域」とは、 (a) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権の権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。	(b) ウクライナについては、ウクライナの領土、内水、領海及びこれらの上空並びに領海の外側に位置する水域(海底及びその下を含む。)であつて、ウクライナが自国の効力を有する国内法及び国際法に従つて主権の権利又は管轄権を行使するものをいう。 (6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。 (7) 「租税協定」とは、二重課税の回避に関する協定その他の租税に関する国際協定又は国際取極をいう。 (8) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
第二条 1 各締約国は、他方の締約国の投資家による投資が自国の区域内において行われるための良好な条件を醸成する。 2 一方の締約国は、自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。	第三条 この協定のいかなる規定も、投資財産及び投資活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える次のものに影響を及ぼすものと解してはならない。 (a) いずれか一方の締約国の法令、行政上の慣行若しくは手続又は行政上若しくは司法上の決定 (b) 両締約国間において効力を有する国際協定に基づく義務 (c) いずれか一方の締約国の投資家が行う投資	第四条 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。	第五条 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。この目的のため、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があつた場合には、誠実に協議を行う。 3 この条の規定は、一方の締約国が、関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の実現を内容とする国際協定(そのような連合協定を含む。)又は他の形態の地域的な経済協力であつて、当該一方の締約国が当事者であり、又は当事者となるものにより与える待遇、特惠又は特権に伴う利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。
第六条 1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。 3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。 4 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であつてこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。	第七条 一方の締約国は、自国の区域内において、投資	第八条 一方の締約国は、自国の区域内において、投資	第九条 一方の締約国は、自国の区域内において、投資

家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたる裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に關し、他方の締約国の投資家に對し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八条

- 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。
 - (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
 - (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
 - (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に關連する外国為替の流入の量と何らかの形で關連付けること。
 - (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で關連付けることにより制限すること。
 - (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
 - (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その

他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

- (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され、又は強制される場合
- (ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附屬書一 C 知的所有権の貿易關連の側面に関する協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に關するものである場合
- (h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

- (j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

- 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、1 (g) から (k) までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1 の規定により妨げられるものではない。

第九条

- 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに國際協定であつて、この協定の実施及び運用に關連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1 に規定する事項に關して、速や

かに、当該他方の締約国の個別の質問に應じ、及び当該他方の締約国に情報(当該一方の締約国が投資に關して締結する契約に關連する情報を含む。)を提供する。

- 3 1 及び 2 の規定は、締約国に對し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第十条

各締約国は、緊急の場合又は純粹に輕微な場合を除くほか、自国の法令に從い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廢止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十一条

各締約国は、自国の法令に從い、この協定の対象となる事項に關する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十二条

一方の締約国は、投資財産に關連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に對し、自国の關係法令に從い、好意的な考慮を払う。

第十三条

- 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに對する収用若しくは国有

化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2 から 4 までの規定に從つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法的手続及び第六条の規定に從つて実施するものであること。

- 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相當するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた價格の變化を反映させてはならない。
- 3 補償については、遲滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥當な金利に基づく利子を含める。当該補償については、實際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により關係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

- 4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に關し、この条に定める原則に從つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機關に對して申立てをする権利を有する。ただし、第十八条の規定の適用を妨げない。

第十四条

- 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれら

に類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

第十五条

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十六条

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資

財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資契約に基づいて行われる支払
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事することを認められた当該他方の締約国の国民が得た収入その他の報酬
- (f) 第十三条及び第十四条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十八条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保

第十七条

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及

ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員はいずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十八条

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛

争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従つて条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

- (a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。
- (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いづれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。
- (c) 国際連合国際商取引法委員会により採択さ

れた国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁 (d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁 5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。 6 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。	9 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下この条において「ニューヨーク条約」という。)の締約国において行う。 10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(「ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。」)に従つて執行される。 第十九条 1 この協定(第十四条の規定を除く。)の他の規定にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 2 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。	に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。 (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合 合 (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合 2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。 (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。 (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。 (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。 第二十一条 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。	7(a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する仲裁を求めることができる。 (b) 投資紛争が4に規定する仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。 8 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(その付託の日後三十日以内に送付する。) (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の	1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第四条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十六条の規定	2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第二十二条 1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。 第二十三条 1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすもので	2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第二十三条 1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすもので
---	--	--	--	--	--	---

はない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第一条、第六条、第七条、第九条、第十三条及び第二十八条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十七条及び第十八条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

5 次条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する事項について適用する。

第二十四条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として、投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて情報を共有し、及び討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招聘すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会及び5の規定に基づいて設置される小委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十五条

両締約国は、一方の締約国が健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十六条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締

約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

注釈 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十七条

両締約国は、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う。

第二十八条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4 2の規定にかかわらず、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年二月五日にキエフで、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

角 茂樹

ウクライナのために

アイヴァラス・アプロマヴィチユス

審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十日

外防衛委員長 片山さつき

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とウルグアイ東方共和国との間で、投資の許可段階及び許可後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定

日本国及びウルグアイ東方共和国(以下「両締約国」という。)は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、並びに繁栄及び双方にとって好ましいビジネス環境を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつてゐることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

双方の締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接

に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む)。ただし、

公的企業の持分は含まない。

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券(その債務証券から派生する権利を含む)。ただし、

の債務証券から派生する権利を含まない。また、

し、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証券は含まない。

注釈 1 債券、社債、長期債等の形態の債務証券は、投資財産としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の債務証券、例えば、商業上の目的を持たない銀行口座であつて、その所在する領域内にある投資財産又はそのような投資財産を形成する試みと関連しないものは、投資財産としての性質を有する可能性が低い。

注釈 2 この協定の適用上、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であつて、直ちに支払期限が到来するものは、投資財産ではない。

(iv) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む)に基づく権利

(v) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)

(vi) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査、採掘及び抽出のための権利を含む。)

(vii) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定は、当該資産がこの(a)に定める定義に引き続き該当する場合にのみ、適用する。

注釈 「投資財産」には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

注釈 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行つた時点以降において、当該投資を行つた締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(ii) 締約国の企業

注釈 一方の締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(c) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。 (ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員数の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。 (d) 「企業」とは、営利目的であるかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む)をいう。 (e) 「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の双方に該当する法人その他の事業体をいう。	(i) 営利目的であるかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、組織及び会社を含む)。 (ii) 当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの。 (f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。 (g) 「区域」とは、 (i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。 (ii) ウルグアイ東方共和国については、ウルグアイ東方共和国の主権の下にあるその領域	(領土、内水、領海(海底及びその下を含む))及びこれらの上空をいう。)並びにウルグアイ東方共和国が国際法及び国内法令に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。 (h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。 (i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。 (j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。 (k) 「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようになる過程又は取得する過程(ただし、商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは提供における利用を目的とするものを除く)をいう。	(l) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。 第二条 適用範囲 1 この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次のものに関するものについて適用する。 (a) 他方の締約国の投資家 (b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の日に存在しているもの及びその後設立され、取得され、又は拡張されるもの	(c) 第八条及び第二十七条の規定については、当該一方の締約国の区域内にある全ての投資財産 2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態若しくはこの協定の効力発生の前に消滅した状況に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。 3 この協定のいかなる規定も、締約国が、法の実施及び執行、矯正、年金保険若しくは失業保険又は社会保障サービス、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、児童の保護及び保育等に係るサービス又は任務を、この協定の規定に反しない態様で提供し、又は遂行することを妨げるものと解してはならない。 第三条 内国民待遇 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 第四条 最恵国待遇 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 注釈 投資家及びその投資財産に関して与えられるこの条に規定する待遇には、第二十一条に規定する制度のような紛争解決のための制度であつて、一方の締約国と第三国との間の国際的な投資に関する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解される。 第五条 待遇に関する最低限度の基準 1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む)を与える。 2 1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1の規定で定める義務は、次のとおりである。 (a) 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従つた刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。 (b) 「十分な保護及び保障」の要件により、締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。 3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定は、この条の規定の違反があつたことを証明するものではない。 第六条 その他の義務 一方の締約国は、当該一方の締約国の国内当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の区域内にある企業であるも
--	--	--	---	---

のとの間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の法律に従い、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う。ただし、当該書面による合意が次の(a)から(c)までの事項に関連するものである場合に限る。

- (a) 国内当局が管理する天然資源
- (b) 当該一方の締約国に代わって行う公衆に対するサービスの提供
- (c) 経済基盤の整備に係る事業（政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。）

注釈1 「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

注釈2 「書面による合意」とは、書面による合意であつて、両当事者により作成され、第二十一条14(b)の規定に基づいて適用される法律により当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

- (a) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認のみをもつて、又は政令、命令若しくは判決のみをもつて、書面による合意であるとはされない。
- (b) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

第七条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたる裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に對し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(g) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- 3 (a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を

訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1(f)の規定は、次の場合には、適用されない。

- (i) 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(f)に規定する移転の要求を課し、又は当該移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合
- (ii) 貿易関連的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転若しくは使用又は財産的価値を有する情報の開示に関する要求である場合

(c) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(d) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第九条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、自国の企業であつて投資財

産であるものに対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は一方の締約国の区域内の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、投資家が自己の投資財産を支配する能力が実質的に妨げられないことを条件とする。

第十条 適合しない措置

1 第三条、第四条及び前二条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの
- (i) 締約国の中央政府
- (ii) 日本国の都道府県又はウルグアイ東方共和国の県

- (b) (a)(ii)に規定する都道府県及び県以外の地方府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置
- (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正(当該改正又は修正の直前における当該措置と第三条、第四条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限り。)

2 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資

家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に可能な限り通報する。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第三条、第四条及び前二条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

8 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が交付する補助金又は行方贈与(政府により支援される借款、保証及び保険を含む。)については、適用しない。

第十一条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連

し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4 1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第十二条 特別な手続及び情報の要求

1 第三条のいかなる規定も、一方の締約国が自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

2 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。一方の締約国は、当該情報のうち秘密のものについては、当該他方の締約国の投資家又はその投資財

産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十三条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十四条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十五条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十六条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに對する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法の手続及び第五条の規定に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること及び収用の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用されない。

第十七条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、現状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が

行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十八条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

2 この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて商業的な危険に関するものに基づいて支払を行ったという事実のみを根拠として、第二十一条の規定に基づく請求を行う権利を認めるものではない。

第十九条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由

に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものを含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの

(d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入

(e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f) 第十六条及び第十七条の規定に従つて行われる支払

(g) 第二十一条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を平衡、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 関係法令に従つて要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第二十條 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の解釈及び適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、六箇月の期間内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に両締約国との協議の上合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかつた場合には、いずれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 国際司法裁判所長が3に規定する任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、国際司法裁判所次長に対し必要な任命を行うよう要請する。同次長がこの任務を遂行することができない場合又

はいずれか一方の締約国の国民である場合には、当該任命は、国際司法裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

5 両締約国は、仲裁委員の任命に当たり、仲裁委員会の仲裁委員が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

(a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c) いずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

6 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

7 締約国は、6の規定の適用を妨げることなく、仲裁委員会に対し、その決定の通告の後十五日以内に当該決定の説明又は解釈を要請することができる。仲裁委員会は、要請がなされた後十五日以内に当該要請についての決定を行う。

8 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十一条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この協定の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の

紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づき当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 投資紛争は、可能な限り、投資紛争の当事者である投資家（以下「紛争投資家」という。）と当該投資紛争の当事者である締約国（以下「紛争締約国」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

3 紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の協議又は交渉により、当該紛争投資家が紛争締約国に対して書面による協議又は交渉の要請を行った日から六箇月以内に投資紛争が解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために紛争締約国の法律の下にある司法裁判所若しくは行政裁判所又は他の拘束力を有する紛争解決のための制度に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、7の規定に従い、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の

当事国である場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

4 紛争投資家は、紛争締約国に対し、投資紛争をこの条の規定による仲裁に付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下この条において「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知は、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 違反があつたとされるこの協定の条項

(c) 請求の根拠とされる法的根拠及び事実に係る根拠

(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を3に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

(a) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(b) 書面による合意に関する千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）第二

7 この条の規定による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a) 紛争投資家が、この条に定める手続に従つて仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b) 紛争投資家が紛争締約国に対し、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において当該投資紛争に関する手続を開始する権利を放棄する旨の書面を提出すること。

注釈 紛争投資家がこの(b)の規定に基づき書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。

8 7の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

9 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の行政裁判所又は司法裁判所に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。当該紛争投資家は、その後はこの条に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

10 5の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

11 3の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13の規定の要件に従い、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。	(b) 紛争投資家が第六条の規定に基づく請求を付託する場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この条の規定及び次のものに従って決定する。 (i) 関連する書面による合意に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規 (ii) (i)に規定する法規がない場合には、次の(A)及び(B)に規定するもの (A) 該当する国際法の規則 (B) 紛争締約国の法の法の抵触に関する規則を含む。	紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。 仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び代理人の報酬についても裁定を下すことができる。 注釈 仲裁裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。	1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国が、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別的手段又は自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全
12 紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。 (a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。 (b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。 (c) いずれの締約国政府の指示も受けていないこと。	15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。） (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し	18 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、3の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにするることができる。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報	19 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。 20 仲裁裁判所の裁定は、特定の事件に関してのみ、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。 注釈 この条の規定の適用上、いずれの締約国も、秘密の情報若しくは自国の関係法令により特に秘密とされ、若しくは他の方法に
13 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。 14 (a) 3の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従い、	16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。 17 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断 (b) 違反があつた場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、	18 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、3の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにするることができる。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報	19 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。 20 仲裁裁判所の裁定は、特定の事件に関してのみ、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。 注釈 この条の規定の適用上、いずれの締約国も、秘密の情報若しくは自国の関係法令により特に秘密とされ、若しくは他の方法に

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置 (e) 有限天然資源(生物資源であるか否かを問わない。)の保存のために必要な措置 2 この協定のいかなる規定(第十七条の規定を除く。)も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置 (i) 戦時 武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際的平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置 第二十三条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十九条の規定に基づく義務に適しない措置を採用し、又は維持することができ。 (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合 (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合 2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。 (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。	(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。 (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。 (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。 第二十四条 知的財産権 1 両締約国は、投資活動の更なる促進のため、貿易関連知的財産権協定及び両締約国が締結している他の国際協定に従い、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。 第二十五条 租税に係る課税措置 1 この協定のいかなる規定も、3及び4に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には	適用しない。 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。 3 第十六条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、課税措置が収用を伴うと主張する紛争投資家は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限り、第二十一条の規定に基づき投資紛争を仲裁に付託することができ。 (a) 当該紛争投資家が、まず、両締約国の権限のある当局に対し、書面により、当該課税措置が収用を伴うか否かに係る事案を送付すること。 (b) 両締約国の権限のある当局が(a)の規定により事案を送付された日の後百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことに合意しないこと。 注釈 この条の規定の適用上、「権限のある当局」とは、 (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。 (ii) ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。 4 第二十一条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛	争について適用する。 第二十六条 合同委員会 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) 第十条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。 (c) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。 (d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。 2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。 4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。 5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。 6 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。
---	---	---	---

第二十七条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十八条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該

他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十九条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において、投資環境の可能な改善のためこの協定の見直しを行うことができる。この見直しにおいては、特に、この協定の運用、追加的な特定措置の履行要求（ライセンス契約に関連するものを含む）の禁止、企業の社会的責任及び投資の漸進的な自由化を考慮することができる。

第三十一条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後

いつでも、この協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年一月二十六日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語の三の言語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

田中 啓子

ウルグアイ東方共和国のために

ルイス・ポルト

附属書 I 第十条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第十条 1 の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
- (b) 第四条（最恵国待遇）
- (c) 第八条（特定措置の履行要求）
- (d) 第九条（経営幹部及び取締役会）
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般

的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i) この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii) 当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を一般的な形で記載し、この記載は拘束力を有しない。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 「留保の種類」に特定する義務は、第十条 1 の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。

5 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二十七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	二
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 農林水産業(植物育成者権) J S I C 〇一八九 その他の耕種農業 J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C 〇四一三 藻類養殖業 J S I C 〇四一五 種苗養殖業 内国民待遇(第三条) 最惠国待遇(第四条) 中央政府 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十条 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。 (a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約(以下この附属書において「千九百七十八年のU P O V条約」という。)の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	分野 小分野 金融業 銀行業
三	四
産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 J S I C 六二二 銀行(中央銀行を除く。) J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇(第三条) 中央政府 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。 熱供給業 J S I C 三五一 熱供給業 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。) J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体

五	分野 小分野 産業分類 情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。) J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七二 移動電気通信業 J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七一、三七二、三七九、三七二又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。 留保の種類 政府の段階 措置 概要 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。		2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
六	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	七	分野 小分野 製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業
八	産業分類 J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業 J S I C 二〇二二 工業用革製品製造業(手袋を除く。) J S I C 二〇三二 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業 J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業 注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤(にかわ)及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 留保の種類 政府の段階 措置 概要 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	八	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要 船舶の国籍に関する事項 内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇(第三条) 中央政府 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) J S I C 一七四 舗装材料製造業 J S I C 一七九 其他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。) J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五三三 石油卸売業 J S I C 六〇五 一 ガソリンスタンド J S I C 六〇五 二 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。) J S I C 九二九 他に分類されないその他の事業サービス業 注1 J S I C 一七四、一七九、四七一、四七二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 九二九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。) J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業(水産養殖業を除く。) J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六三二 農業協同組合 J S I C 六三三 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 八七一 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	警備業 J S I C 九三三 警備業 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
十三	分野 小分野 産業分類 留保の種類 留保の種類	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一 航空運送業 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 経営幹部及び取締役会(第九条)

十四	分野 小分野 産業分類 運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業(航空運送業を除く。)	政府の段階 措置 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 概要 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員(三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人) 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
十五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 運輸業 航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録) 内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章	留保の種類 政府の段階 措置 中央政府 内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 概要 1 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 2 航空機使用事業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員(三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人) 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類 運輸業 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。) J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。) 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号) 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人	十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 運輸業 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。) J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。) 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府
十八	措置 概要 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号) 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。	十九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇(第三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

概要 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行うとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。	概要 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行うとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶賃渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶賃渡業(内航海船舶賃渡業を除く)は、事前届出の要件の適用から除外される。	概要 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。	概要 水運業 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 中央政府	概要 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行うとする外国投資家について適用する。	概要 漁業 内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 法律第一万三千八百三十三号 法律第一万四千六百五十号 法律第一万八千四百九十八号 法律第一万九千七百七十五号 千九百九十七年政令第四百九十九号 二十四年政令第二百三十三号 基線から十二海里までの内水及び領海内で操業する商業漁業(海洋における狩猟活動を含む)は、ウルグアイ東方共和国(以下この表において「ウルグアイ」という)が相互主義に基づいて締結した国際協定における取決めに影響を及ぼすことなく、専ら許可されたウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、ウルグアイの国民である船長、商船員又は漁ろう長によつて指揮されなければならない。また、当該船舶の乗組員の少なくとも九十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。この割合は、国際協定に従つて変更することができる。 ウルグアイにおいて許可された国際的な水域においてのみ操業する漁船については、乗組員の少なくとも七十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。 外国を旗国とする船舶は、国家水資源局により保持される登録簿に記載されるとおり、行政府の承認に従い、第一段の十二海里の区域と基線から二百海里との間の区域においてのみ漁ろう及び狩猟が許可される。これらの船舶は、操業を開始する前に、免許及び許可を取得しなければならない。 製品化及び貿易を含む全ての漁業関連活動の実施に当たつての承認は、行政府により与えられなければならない。	概要 水運業 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 中央政府
---	--	---	---	--	--	---

二	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	通信(印刷媒体) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 法律第一万六千九十九号(第六条) ウルグアイの国民のみが、ウルグアイにおける新聞、雑誌又は定期刊行物の責任のある編集者又は管理者に就任できる。 注 責任のある編集者又は管理者とは、特定の新聞、雑誌又は定期刊行物の内容について民法及び刑法に基づく責任を有する者をいう。
三	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	通信(テレビジョン、映画及び視聴覚サービス) 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 法律第一万六千九十九号 法律第一万八千二百八十四号 テレビジョンにおける加入者向けサービス(ケーブル、衛星、MMD S及びUHFコードによるもの)を提供する企業のある編集者又は管理者は、ウルグアイの国民でなければならない。 注 責任のある編集者又は管理者とは、特定のテレビジョン、映画又は視聴覚サービス(あらゆる形態のもの)の内容について民法及び刑法に基づく責任を有する者をいう。 ウルグアイ国立映画視聴覚機構は、その職務に定められているとおり、次のことを行うことができる。 (a) 国内及び外国におけるウルグアイの映画及び視聴覚作品の創作、製作、共同製作、配給及び上映を促進し、奨励し、及び刺激すること。 (b) 他の機構との相互主義の合意であつて、それぞれの国内の市場への優先的なアクセスを付与し、及び獲得するものを実施すること。

四	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	初等教育及び中等教育サービス 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 規則第十四号(千九百九十四年十二月十九日の公共教育公社議事録第八十六号に基づく同公社決議第二十号により採択されたもの) 教育機関の学長及び副学長は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となつた者又はウルグアイに三年以上居住する永住者でなければならない。 (c) ウルグアイ国内のテレビジョン媒体において国産の創作作品、記録映画及びアニメーション映画について最小限の放映をする措置並びに国際市場におけるその普及を促進すること。 (d) 映画館を構成する会場において国産の映画について最小限の上映をする措置を促進すること。
五	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	高等教育サービス 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 法律第一万二千五百四十九号 千九百九十五年政令第三百八号 教職員の絶対多数は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となつた者又はウルグアイに三年以上居住する永住者によつて構成されなければならない。それらの者は、完全なスペイン語の能力を有しなければならない。 高等教育機関の定款は、運営上及び学術上の管理を行う組織について定め、並びにその構成員の任命に関する手続について定める。当該構成員の大部分は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となつた者又はウルグアイに三年以上居住する者でなければならない。
六	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置	鉱業 内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 中央政府 法律第一万八千八百十三号 政令法第一万五千二百四十二号及びその関連政令

概要	海底の下及び地中にある並びに国の領域の地表に表出する全ての鉱物資源は、奪い得ない及び時効によつて権利が消滅しない国の所有物である。 前段の規定にかかわらず、非金属鉱物資源の鉱床(建築用資材として直接に使用され、鉱物性材料の物理的又は化学的な変化を引き起こす産業の工程を経ない非金属鉱物資源の鉱床を含む)は、政令法第一万五千二百四十二号及びその改正が定める条件に従い、土地所有者による開発のために留保される。 鉱床及び鉱山の探査及び開発は、専ら(a)国又は公的企業によつて行われ、また、(b)鉱業の権原に基づいて行われる。 それぞれの権原に基づく鉱業権の享有は、特定の規定及び特定の契約の規定により規律される。 操業する特許を受けた者であつて、金属鉱石を輸出する立場であるものは、輸出ことの産品の価額の十五パーセントを本船渡し(FOB)価格で国内市場に供給しなければならない。	七
分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	鉄道輸送サービス 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 鉄道分野に関する法的枠組規則(二十三年十一月二十七日の運輸公共事業省決議第七百六十七号により採択されたもの) 国際地上交通協定(ATIT)(千九百九十一年五月十日の運輸公共事業省決議により採択されたもの)(千九百九十一年七月八日付けの官報) 法律第一万七千九百三十号(第二百五条) 政令法第一万四千七百九十八号 二十三年政令第二百六十二号 鉄道の運営者は、鉄道の旅客及び貨物の輸送サービスを提供するため、免許の付与について決定する国立交通局から免許(鉄道事業免許)を得なければならない。免許の取得の要件には、次のことを含む。 (a) 鉄道の運営者の払込資本の少なくとも五十一パーセントを、ウルグアイに居住するウルグアイの国民又は同じ払込資本条件を満たすウルグアイの企業が所有していること。 (b) 鉄道の運営者の役員会又は取締役会の少なくとも五十一パーセントがウルグアイに居住するウルグアイの国民で構成されていること。	
八	道路交通サービス 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 国際地上交通協定(ATIT)(千九百九十一年五月十日の運輸公共事業省決議により採択されたもの)(千九百九十一年七月八日付けの官報) 千九百九十七年政令第二百三十号 二千六十六年政令第二百七十四号 二千六十六年政令第二百八十五号 定期運航乗合旅客輸送 ウルグアイは、国内の及び国際的な定期運航乗合旅客輸送サービスを提供する権利を留保するが、私企業に特許及び許可を与える。当該特許及び許可は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業に対してのみ与えられる。 ウルグアイの企業とは、ウルグアイに在住するウルグアイの国民が、(i)経営し、(ii)管理し、及び(iii)資本の過半数を所有する企業をいう。 不定期運航乗合旅客輸送(観光客及び観光客以外の輸送) これらのサービスの提供は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業のために留保される。 国際旅客貨物輸送 ウルグアイの国民が資本の過半数を所有し、かつ、実質的に管理している企業のみが、国際貨物旅客輸送を行うことができる。 国際道路貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びボリビア)の間の国際地上交通協定(ATIT)により、相互主義に基づいて、ウルグアイの道路の運営者に与えられる。	九
分野 留保の種類	海上交通サービス及び補助的なサービス 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 経営幹部及び取締役会(第九条)	分野 留保の種類

政府の段階
措置

概要

中央政府
法律第一万二千九十一号
法律第一万四千六百六号(第三百九条)
法律第一万六千三百八十七号(第十八条)(法律第一万六千七百三十六号
第三百二十一条により改正されたもの)
法律第一万七千二百九十六号(第二百六十三条)
法律第一万八千四百九十八号
法律第二万八千八百九十一号
政令法第一万四千六百五十号(第一章、第二章及び第五章)
千九百九十四年政令第三十一号

ウルグアイの港と沿岸地域との間で行われる国内船舶輸送サービスを対象とする内航海運貿易(ウルグアイの管轄内の水域において行われる船舶による救助活動、積卸し、えい航その他の活動を含む)は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、特定の税(例えば、船舶の装備、販売及び収入に係る税)を免除される。

行政府は、ウルグアイを旗国とする船舶が利用可能ではない場合には、外国を旗国とする船舶に対し、内航海運業務の実施を許可するため免除を認めることができる。

ウルグアイ国内で内航海運業務を行う船舶は、次の要件に従うものとする。

(a) 当該船舶が自然人によつて所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。

(b) 当該船舶が企業によつて所有される場合には、(i)当該企業の所有者の五十一パーセントがウルグアイの国民であること(ii)ウルグアイの国民が議決権のある株式の五十一パーセントを所有していること並びに(iii)ウルグアイの国民が当該企業を管理し、及び経営していること。

ウルグアイ及びアルゼンチンそれぞれの国境の港の間の河川を横断する旅客及び車両の輸送は、ウルグアイ又はアルゼンチンを旗国とする船舶のために留保される。

ウルグアイの外国貿易(輸入及び輸出)の全ての貨物輸送のうちの半分は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。ただし、外国を旗国とする船舶に対し、外国貿易のその留保された部分の輸送を行うための免除が認められる。

ウルグアイは、相互主義に基づいて、ウルグアイの外国貿易における貨物輸送へのアクセスについて制限を課すことができる。

十	
分野 小分野 留保の種類	政府の段階 措置
ウルグアイを旗国とする商船は、次の要件を満たす場合には、特定の税を免除される。 (a) 当該船舶が自然人によつて所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。 (b) 当該船舶が企業によつて所有される場合には、当該船舶がウルグアイの国民の管理及び監督の下にあること。 ウルグアイの商船の乗組員は、次の要件を満たさなければならない。 (a) 当該船舶が権限のある当局から通航の承認を得て操業している船舶の場合には、上級乗組員(船長、機関長及び無線通信士を含む)の九十パーセントがウルグアイの国民であること。 (b) その他の乗組員の少なくとも九十パーセントがウルグアイの国民であること。 (c) 権限のある当局から通航の承認を得ずに操業している船舶の場合には、船長、機関長及び無線通信士又は一等航海士がウルグアイの国民であること。 航空サービス 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 法律第一万二千二十八号 法律第一万八千五百十八号 政令法第一万四千三百五十五号(航空法) 政令法第一万四千六百五十三号 政令法第一万四千八百四十五号 千九百七十二年政令第八百八号 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第五百五十八号 二千一年政令第八十三号 二千十年政令第四百四十五号 ウルグアイ航空規則(第六十一号、第六十三号及び第六十五号)	

概要

ウルグアイの航空貿易関係は、実効的な相互主義の原則に基づく。航空券代理店及び航空券販売店の設立を含む航空活動の実施には、国際基準並びに航空法（政令法第一万四千三百五号及びその改正及びその規則の規定に基づく特許又は承認が必要とされる。ウルグアイに発着する航空サービスを提供する外国の国際航空企業又は当該サービスを提供は行わないがウルグアイにおいて直接に若しくは代理店、販売店若しくは販売の承認を受けた第三の企業（その性質及び名称を問わない。）を通じて旅客に航空券の販売を行う企業は、ウルグアイの航空商業権を含む国の財産の開発に対する補償として、ウルグアイにおいて販売された航空券（全ての経路を構成するもの）につき、その価格の最大十五パーセントの割合の料金を発券又は支払の形態及び場所を問わず支払う。

ウルグアイの航空運送企業のみが、国内航空運送サービス（国内営業）を行う航空機を操業し、ウルグアイの航空運送人として定期及び不定期の国際航空運送サービスを提供することができる。

国内航空事業は、専らウルグアイの企業が行う。国が直接に国内航空事業を行う場合を除くほか、旅客、郵便物及び貨物に関する定期の国内航空事業は特許を受けた者によって行われ、不定期の国内航空事業は許可に基づいて行われる。

ウルグアイの航空事業企業のみが、ウルグアイ国内の非運送航空サービスを提供する航空機を操業することができる。

航空当局は、国内航空サービスについて、同様の権利が相互主義に基づいて与えられている場合に限り、外国の企業に対して許可することができる。

企業は、ウルグアイの航空運送企業又はウルグアイの航空事業企業となるためには、ウルグアイに居住するウルグアイの国民が当該企業の五十一パーセントを所有していなければならない。

ウルグアイの企業は、ウルグアイの免許を有していなければならない。もともと、航空当局は、サービスの提供を確保するため又は国民の便益上の理由により、外国の免許を有する航空機の使用を例外的に許可することができる。

ウルグアイの航空運送企業及びウルグアイの航空事業企業の経営者を含む全ての乗組員及び人員は、国家民間航空・航空インフラ局が別段の承認を与える場合を除くほか、ウルグアイの国民でなければならない。

十一				
概要	政府の段階措置	留保の種類	分野 小分野	
航空機の所有者は、航空機の登録を申請するためには、ウルグアイに在住する者でなければならない。この条件は、共同所有である場合には、共同所有者の五十一パーセントであつて、航空機の価値の五十一パーセントを超える権利を有する者がウルグアイに在住する者であることにより確認される。行政府は、前記の居所に関する条件を妨げることなく、航空機の所有者が当該航空機の登録のために満たすべき他の条件を定める。	政令法第一万四千三百五号（航空法） 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第三百五十八号 千九百九十四年政令第三百十四号 千九百九十四年政令第三百四十五号 千九百五十二年七月四日の政府評議会政令第二万四千四百九号	内国民待遇（第三条） 最惠国待遇（第四条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府	航空写真サービス及び農業上の運航サービス	ウルグアイを旗国とする航空運送人は、保守及び修理を含む業務上のニーズを、可能な限り国内の供給源で満たすものとする。 航空タクシー・サービスは、国内企業のために留保される。航空タクシー・サービスに関する外国の事業者は、当該外国がウルグアイの航空サービス事業者に対して同一の待遇を与える場合には、当該事業者に認められる権利、特典又は利益により、ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域で操業することができる。

十二	分野 留保の種類 金融サービス 金融仲介業(銀行業) 内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府 政令第一万五千三百二十二号(第八条) 外国の金融機関の支店又は子会社は、ウルグアイの国民が当該金融機関の取締役会若しくは経営に参加すること又は当該金融機関におけるその他の役職に就任することを当該機関の規則により禁止してはならない。	十三	分野 留保の種類 金融サービス 金融仲介業(銀行業) 内国民待遇(第三条) 中央政府 法律第一万八千四百一十号(第三十四条) 預金保険によって保証される銀行預金の最高額は、預金がウルグアイ・ペソ建てであるか他の通貨建てであるかにより異なる。	十四	分野 留保の種類 金融サービス 内国民待遇(第三条) 中央政府 法律第一万六千四百二十六号(第一条)	十五 概要 国立保険銀行は、労働者の産業災害補償保険を提供することを許可された唯一の事業体であり、その結果、その事業の全体に関して競争上の優位を有する。 分野 留保の種類 金融サービス 内国民待遇(第三条) 中央政府 法律第一万五千九百三十三号(第四百五十三条) 法律第一万七千五百五十五号(第八十条) ウルグアイ政府及び公的企業は、ウルグアイ東方共和国銀行にのみ資金を預託しなければならない。	1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第十条2の規定に従って記載するものである。 2 留保には、次の事項を記載する。 (a) 第三号(内国民待遇) 第四号(最恵国待遇) 第八号(特定措置の履行要求) 第九号(経営幹部及び取締役会) (b) 第四号(最恵国待遇) 第九号(経営幹部及び取締役会) (c) 第九号(経営幹部及び取締役会) (d) 留保には、次の事項を記載する。 (e) 留保には、留保の対象となる一般的な分野を示す。 (f) 留保には、留保の対象となる個別の分野を示す。 (g) 留保には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。 (h) 留保には、留保の種類には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。 (i) 留保には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。 (j) 留保には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。 (k) 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」が他の全ての事項に優先する。 (l) 「留保の種類」に特定する義務は、第十条2の規定に従い、「概要」に記載する分野、小分野及び活動については、適用しない。 (m) この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七十七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
----	--	----	--	----	--	---	---

日本国の表		
一	二	三
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 内国民待遇(第三條) 経営幹部及び取締役会(第九條) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 現行の措置 全ての分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 内国民待遇(第三條) 経営幹部及び取締役会(第九條) 指定された企業若しくは政府機関(以下この表において「企業等」という。)にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置 全ての分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 内国民待遇(第三條) 最恵国待遇(第四條) 補助金については、ウルグアイ東方共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
四	五	六
現行の措置 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 内国民待遇(第三條) 特定措置の履行要求(第八條) 経営幹部及び取締役会(第九條) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五条 航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 内国民待遇(第三條) 特定措置の履行要求(第八條) 経営幹部及び取締役会(第九條) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五条 武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 内国民待遇(第三條) 特定措置の履行要求(第八條) 経営幹部及び取締役会(第九條) 日本国は、エネルギー産業、電気業、ガス業、原子力産業 及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五条 エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業

八	七	
八 分野 小分野 情報通信業 放送業 現行の措置 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第 四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法 律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで 及び第十四条	七 分野 小分野 産業分類 漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への 投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をい い、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 集魚 (b) 漁獲物の保蔵及び加工 (c) 漁獲物及びその製品の輸送 (d) 漁業に使用される他の船舶への補給 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 留保の種類	概要 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採 用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七 条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 及び第五条

九	一		
一 分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置 内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) ウルグアイ東方共和国(以下この表において「ウルグアイ」という。 は、道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤に係る特許並びに現 行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を 留保する。	ウルグアイ東方共和国の表 道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤	九 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又 は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民 又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課され ている場合に限り。 外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条	産業分類 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利 を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七 条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三 条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第五 条 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第九十三 条、第九十六 条、第九 十五 条、第九 十五 条及び 第九十六 条

二	分野 小分野 留保の種類 概要 液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービス 特定措置の履行要求(第八条) ウルグアイは、液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービスに係る特許並びに当該サービスに係る現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 燃料アルコールセメント公社(ANCAP)は、法令に従って特許を与える。 現行の措置	三	分野 小分野 留保の種類 概要 内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) ウルグアイは、社会的又は経済的な理由により少数民族に権利又は特恵を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置	四	分野 小分野 留保の種類 概要 内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) ウルグアイは、既存の公的企業において保有されるあらゆる持分の移転又は処分について、ウルグアイの国民のみが取得できるよう制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 ただし、前段の制限は、当該持分の最初の移転又は処分にのみ関連し、その後の移転又は処分には関連しない。 ウルグアイは、移転される持分の所有に対する制限を通じてではなく取締役会の構成に関する措置を通じて第一段に規定する持分の移転又は処分により設立される新たな企業の管理を制限し、又は要件を課する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 ウルグアイは、また、当該新たな企業の経営幹部及び取締役会役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 「公的企業」とは、ウルグアイ国家が当該企業の財産への参加を通じて所有し、又は支配する企業をいう(この協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む)。 現行の措置		
五	分野 小分野 留保の種類 概要 郵便サービス 内国民待遇(第三条) ウルグアイは、公的企業が提供する定期的な仕入書の受領、処理、輸送及び引渡しに制限を課す措置を採用し、又は維持する権利を留保する。当該公的企業には、次のものを含む。 (a) ANTEL(電気通信公社(基本電気通信)) (b) UTE(電力公社(配電)) (c) OSE(水道公社(配水)) 現行の措置	六	分野 小分野 留保の種類 概要 社会サービス 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条) ウルグアイは、法の執行業務の提供及び次のサービス(公共の目的のために設けられ、又は維持される社会サービスである場合に限る。)の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 更生及び社会復帰事業、社会保障又は失業給付、社会福祉、公共教育、公共の訓練、保健、保育、下水道事業及び上水道事業 現行の措置	七	分野 小分野 留保の種類 概要 伝統的な行事及び祭典 内国民待遇(第三条) ウルグアイは、パレード、カーニバル等のウルグアイの国民の伝統に関する行事の開催及び振興に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置	八	分野 小分野 留保の種類 概要 鉄道輸送及び補助的なサービス 特定措置の履行要求(第八条) ウルグアイは、鉄道輸送及び補助的なサービスについて、特定措置の履行要求に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置がウルグアイの法律に基づいて適切であり、透明性があり、かつ、差別的でないことを条件とする。 現行の措置

九	現行の措置	全ての分野 最恵国待遇(第四条) ウルグアイは、この協定の効力発生の日の前から効力を有する又は当該効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 ウルグアイは、次の分野について、この協定の効力発生の日の後に効力を生ずる又は署名される二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 救助を含む海事 (d) 電気通信
十	現行の措置	地上輸送 最恵国待遇(第四条) ウルグアイは、この協定の効力発生の日の後に南米南部共同市場(MERCOSUR)上の約束に従って締結される地上輸送に関する二国間又は多数国間の国際協定に基づき、MERCOSURの加盟国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十一	現行の措置	財政 内国民待遇(第三条) ウルグアイは、ウルグアイの中央銀行又はウルグアイ政府が発行する債券、経済財務省証券その他の債務証券の取得、売却その他の処分を制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十二	現行の措置	全ての分野 内国民待遇(第三条)
十三	現行の措置	概要 ウルグアイは、自国の区域内の陸上国境及び河川国境に沿った国境保安地帯の設立に向けた措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十四	現行の措置	概要 農村の財産及び農業開発 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 特定措置の履行要求(第八条) ウルグアイは、農村の財産の購入及び所有並びに農業開発を制限する措置であつて、外国の国有財産又は政府系ファンドが所有し、又は直接若しくは間接に関与する企業に対するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
十五	現行の措置	全ての分野 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条) 補助金については、日本国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。

附属書Ⅲ 収用

- 1 両締約国は、第十六条1の規定が収用に關する国家の義務に係る国際慣習法を反映することを意図したものであるとの理解を共有していることを確認する。
- 2 締約国による一又は一連の措置は、資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない）又は投資財産に係る財産権の持分を侵害するものでない限り、収用を構成しない。
- 3 第十六条1の規定は、次の二の事態を取り扱っている。
 - (a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転若しくは明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。
 - (b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。
- 4 締約国の政府の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。
 - (a) 政府の一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

- (b) 政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度
- (c) 政府の措置の性質（その目的を含む。）
- 5 締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）を保護するために締約国が立案し、及び適用する差別的でない規制措置は、間接的な収用を構成しない。

附属書Ⅳ 金融サービス

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに關連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 注釈 「信用秩序の維持」には、個々の金融機関の安全性、健全性又は安定性の維持を含むことが了解される。
- 2 締約国は、3の規定を害さないことを条件として、金融政策及び為替政策を遂行するために一般に適用される差別的でない措置をとることを妨げられない。
- 3 締約国が1及び2の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。
- 4 第二十条の規定は、金融サービスに關連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に關する紛争についてのみ適用する。

- 5 第二十一条の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であつて金融サービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従つて既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に關連する投資活動に關する投資紛争についてのみ適用する。
- 6 この附属書の規定の下で生ずる紛争のために第二十条の規定により設置される仲裁委員会又は第二十一条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに關する法律又は実務（金融機関に關する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有する仲裁人によつてのみ構成する。
- 7 第二十条の規定に基づく仲裁委員会又は第二十一条の規定に基づく仲裁裁判所に付託され、締約国がこの附属書の1又は2の規定を抗弁として援用するいかなる紛争についても、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所は、両締約国の権限のある金融当局に対し、当該紛争の原因である当該締約国による措置が当該規定に規定する措置に含まれるか否かに係る事案についての決定を行うよう要求する。この決定は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所を拘束するものであり、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所からの要請が受領されてから九十日の期間内に行われ

る。権限のある金融当局が九十日以内に当該決定を行うことができない場合には、当該事案は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所により解決される。

注釈 この7の規定の適用上、「権限のある金融当局」とは、

- (i) 日本国については、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。
- (ii) ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者及びウルグアイ中央銀行総裁又は権限を与えられたその代理者をいう。

8 「金融サービス」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に關する一般協定の金融サービスに關する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

審査報告書

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十日

外交防衛委員長 片山さつき
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とカタールとの間で二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものである。この協定の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定

日本国政府及びカタール国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条 対象となる租税

1 この協定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3 この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。

- (a) 日本国については、
- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 復興特別所得税
- (iv) 地方法人税
- (v) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) カタールについては、

所得に対する租税

(以下「カタールの租税」という。)

4 この協定は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「カタール」とは、カタール国をいい、地理的意味で用いる場合には、カタール国の土地、内水及び領海（海底及びその下を含む。）、それらの上空並びに排他的経済水域及び大陸棚であつてカタール国が国際法及びカタール国の法令の規定に基づき主権的権利及び管轄権を行使する区域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はカタールをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はカタールの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(i) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) カタールについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(k) 「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

(ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。

(iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。 2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 体又は特別の法人は、この協定の適用上、当該一方の締約国の居住者とされる。 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) (a)から(c)までの規定により居住者の地位を決定することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事実を解決する。 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。	2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 3 「恒久的施設」には、次のものを含む。 (a) 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事であつて六箇月を超える期間継続するもの (b) 企業が行う役務の提供(コンサルタントの役務の提供を含む。)であつて、使用人その他の職員(当該役務の提供のために採用されたものに限る。)を通じて行われるもの。ただし、このような活動が単一の又は関連するプロジェクトについていずれかの十二箇月の間に合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限り。 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な	性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの(のみである場合は、この限りでない)。 6 1から5までの規定にかかわらず、保険業を営む一方の締約国の企業が、7の規定が適用される独立の地位を有する代理人以外の者を通じて、他方の締約国内で保険料(再保険に係るものを除く。)を受領する場合又は当該他方の締約国内で生ずる危険に係る保険(再保険を除く。)を引き受ける場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。 7 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているとい
1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。 (a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において租税を課されるべきものとされる者。ただし、日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。 (b) カタールについては、カタール内に恒久的住居を有し、いずれかの十二箇月の間に連続し、若しくは分離した百八十三日を超える期間滞在し、又は重要な利害關係の中心がある自然人及びカタールの法令に基づいて設立され、又はカタール内に本店若しくは事業の実質的な管理の場所を有する法人格を有する団体 一方の締約国の政府、地方政府、地方公共団	1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。	5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの(のみである場合は、この限りでない)。	7 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているとい

う理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、当該

一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該一方の締約国の企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決

定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、カタールの企業である場合には日本国の事業税、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税でカタールにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次のいずれかに該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業

の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇

月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権又は発行済株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント (b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント 3 2の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。 4 2(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができない法人によつて支払われる配当については、適用しない。 5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。 6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締	約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。 第十一条 利子 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、地方政府、地方公共団体若しくは中央政府又は当該他方の締約国の政府により全面的に所有される機関である場合	(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の政府、地方政府、地方公共団体若しくは中央政府若しくは当該他方の締約国の政府により全面的に所有される機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關して当該利子が支払われる場合 (c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者(当該他方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。)である場合 (i) 銀行 (ii) 保険会社 (iii) 証券会社 (iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの	(d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金であつて、当該利子が第三条1(k)(ii)に規定する活動に關して取得され、かつ、当該課税年度の直前の課税年度の終了の日において当該年金基金の受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である場合	4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。 5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
--	--	---	--	---

7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム、テープ又はディスクを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の

支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額

のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人、組合又は信託財産（資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される法人、組合又は信託財産に限る。）の株式又は持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分（以下「同種の株式等」という。）が公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該一方の締約国の企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 独立の人的役務

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該所得に対しては、他方の締約国においても租税を課することができる。

(a) その者が、自己の活動を行うため通常その用に供している恒久的施設を当該他方の締約国内に有する場合。この場合には、当該所得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) その者が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において、合計百八十三日以上期間当該他方の締約国内に滞在する場合。この場合には、当該所得のうちその者が当該他方の締約国内で行う活動によつて取得する部分に対しての

み、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条 給与所得

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
- (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- (c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条 芸能人及び運動家

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十八条 退職年金及び保険年金

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う

義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に所定の金額が支払われるものをいう。

第十九条 政府職員

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくはは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくはは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくはは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対しては、当該一方の締約国若しくはは当該一方の締約国の地方政府若しくはは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくはは当該一方の締約国の地方政府若しくはは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬

に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくはは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者又は研修員については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から三年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得

を除く。の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、1に規定する所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二條 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの協定の規定に従つてカタルにおいて租税を課される所得をカタル内において取得する場合に於ては、当該所得について納付されるカタルの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

2 カタルについては、二重課税は、次のとお

り除去される。

カタルの居住者がこの協定の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に於ては、カタルは、日本国において納付される租税の額を当該居住者のカタルの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国内において取得される所得に対応する部分を越えないものとする。

第二十三條 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに關連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておき、若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に

支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに關連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体によつて課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四條 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に關するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に對して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しななければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正

当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。)ができる。

第二十五條 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に關する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に關連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に關する執行若しくは訴追、これ

らの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手す	るために必要な手段を用いる。この4の第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に關する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 第二十六条 外交使節団及び領事機関の構成員 この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十七条 見出し この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十八条 効力発生 1 この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この協定の規定は、次のものについて適用する。 (a) 日本国については、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に関し	ては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税 カタールについては、 (i) 源泉徴収される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される租税の額 (ii) その他の租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 3 2の規定にかかわらず、第二十五条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この協定が効力を生ずる日から適用する。この3の規定の適用に当たつては、同条3の規定に従うものとする。 第二十九条 終了 この協定は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。 (a) 日本国については、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税	(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税 カタールについては、 (i) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される租税の額 (ii) その他の租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千十五年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 日本国政府のために 津田 慎 悟 カタール国政府のために ユーセフ・ムハンマド・ビラール 議定書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、日本国政府及びカタール国政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 1 協定第二條3の規定に關し、カタールについ
---	---	---	---

ては、「所得に対する租税」とは、所得税法によつて課される所得税及びカタル金融センター租税規則によつて課される法人税をいうことが了解される。

2 協定第四条の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、次のものを含むことが了解される。

(a) 一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金

(b) 一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。)

3 協定第七条3の規定に関し、恒久的施設が存在する締約国の課税目的のために当該恒久的施設の課税所得を計算する場合には、同条3の規定に基づく当該恒久的施設に帰せられる費用の控除の条件は、当該締約国の法令により決定される事項であることが了解される。

4 協定第八条の規定に関し、次のことが了解される。

(a) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連して銀行に一時的に預金された資金に対する利子は、協定第八条に規定する船舶又は航空機を運用することによつて取得する利得とみなされ、協定第十一条に規定する利子とはみなされないこと。

(b) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得には、次に掲げる利得

を含むこと。

(i) 国際運輸における船舶又は航空機の賃貸(期間用船によるものであるか航海用船によるものであるかを問わず、裸用船によるものを除く。)から取得する利得

(ii) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに伴つて付随するものに限る。)から取得する利得

(iii) コンテナ(コンテナの運送のために使用されるトレーラー及び関連設備を含む。)の使用、保管又は賃貸(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに伴つて付随するものに限る。)から取得する利得

(iv) 他の企業に代わつて行う国際運輸に係る切符の販売(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに伴つて付随するものに限る。)から取得する利得

5 協定第十条4の規定に関し、カタル国政府により全面的に所有される機関が日本国の居住者である法人(以下「日本国の法人」という。)の株式を他の法人(同条4に規定するものをいう。以下「中間法人」という。)を通じて間接に所有する場合において、当該機関が当該日本国の法人の株式を直接に所有するとならば同条2(a)に規定する要件を満たすとみられるときは、同条2(a)の規定は、当該中間法人が当該機関に支払う配当のうち、当該日本国の法人が当該中間法人に支払う配当に相当するものとされる部分について適用する。

6 協定第十一条3及びこの議定書5の規定の適用上、「政府により全面的に所有される機関」に

は、特に次のものを含む。

(a) 日本国については、

(i) 株式会社国際協力銀行
(ii) 独立行政法人国際協力機構
(iii) 独立行政法人日本貿易保険

(b) カタル国については、

(i) カタル投資庁
(ii) カタルホールディング有限責任会社
(iii) 退職一般及び社会保険機構
(iv) カタル石油

(v) カタル石油インターナショナル

(vi) カタル国際石油マーケティング会社(タスウィーク)
(vii) カタル化学及び石油化学マーケティング
(viii) カタル流通会社(ムンタジャート)

(ix) カタル開発銀行
(x) カタル開港銀行

7 協定第十三条2の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(b) カタル証券取引所

(c) 両締約国の権限のある当局が、協定第十三条2の規定の適用上公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

8 協定のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び利益に対して、日本国の法令に従つて源泉課税することを妨げるものではない。

9 協定第二十三条の規定に関し、カタルの租税に関する法令に基づくカタル国民に対する租税の免除は、同条の規定の適用上差別には該当しない。

10 協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

11 協定の規定に関し、所得が生ずる基因となる株式、信用に係る債権又はその他の権利若しくは財産の設定又は移転に関与した者が、協定の特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該所得に対しては、協定に定める租税の軽減又は免除は与えられないことが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十五年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

津田 慎悟

カタル国政府のために

ユーセフ・ムハンマド・ピラール

審査報告書

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十日

外交防衛委員長 片山さつき

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とルクセンブルク大公国との間で年金制度、医療保険制度等に関する法令の適用について調整を行うこと、両国の年金制度の加入期間を通算することによつて年金の受給権を確立すること等について定めるものである。この協定の締結により、年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決等を通じ、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定

日本国及びルクセンブルク大公国は、社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり社会保障に関する協定を締結することに決定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「ルクセンブルク」とは、ルクセンブルク大公国をいう。

(b) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの国籍を有する者

(c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法律及び規則
ルクセンブルクについては、次条2に掲げるルクセンブルクの社会保障の各部門に関する法律、規則及び実施細則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令の実施に関してそれぞれが責任を有する範囲内において各大臣

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令の実施に関し、その全部又は一部について責任を有する機関、組織又は当局

(f) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含まれない。

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令により保険料納付期間と認められる期間及び保険料納付期間と同等のものと認められる期間

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)

(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過期的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

(b) 次の法律(その改正を含む。)により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

(ii) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

(iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)

(iv) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)

(v) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)

(vi) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

(vii) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

ただし、この協定の適用上、第五條、第十三條から第二十條まで、第二十六條、第二十七條、第三十條(3の規定を除く。)、第三十一條並びに第三十三條2及び3の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

ルクセンブルクについては、次のルクセンブルクの社会保障の各部門について適用する。

(a) 老齢、障害及び遺族に関する年金保険 (b) この協定の第二部の規定及び関連する規定に關し、疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付 この協定は、第二十一条の規定の適用上、社会保険法典第二条について適用する。 この協定は、社会扶助又は戦争若しくはその結果による犠牲者のための給付の制度については、適用しない。 3 この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、その改正が当該改正前の当該法令によつて規律され、又は実施されていた制度の範囲を實質的に変更しない場合に限る。	る者については、適用しない。 2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。 第二部 適用法令に関する規定 第六条 一般規定 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。 第七条 特別規定 1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇用のため他方の締約国の領域内において就労するために当該雇用に當り当該一方の締約国の領域内から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。	領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。 4 1及び3の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。 第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者 1 いずれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その者が通常居住する締約国の法令のみを適用する。 2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その雇用に當り所在する締約国の法令のみを適用する。	約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。 第十条 第六条から前条までの規定の例外 両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇業者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。 第十一条 配偶者及び子 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりルクセンブルクの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に關する協定の実施に關する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度並びに同条1(b)(iii)及び(iv)に掲げる法律により実施される日本国の医療保険制度に關する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。 第十二条 強制加入 第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。
この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある全ての者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。 第四条 待遇の平等 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。 第五条 海外への給付の支払 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者について、適用しない。	この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。 2 1の規定は、雇用に當り一方の締約国の領域内から第三国の領域内に派遣されていた被用者が、その後当該雇用に當り当該第三国の領域内から他方の締約国の領域内に派遣される場合についても、適用する。 3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。	1 1及び3の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。 2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その雇用に當り所在する締約国の法令のみを適用する。 3 1の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。	約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。 第十条 第六条から前条までの規定の例外 両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇業者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。 第十一条 配偶者及び子 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりルクセンブルクの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に關する協定の実施に關する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度並びに同条1(b)(iii)及び(iv)に掲げる法律により実施される日本国の医療保険制度に關する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。 第十二条 強制加入 第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。
この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある全ての者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。 第四条 待遇の平等 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。 第五条 海外への給付の支払 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者について、適用しない。	この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。 2 1の規定は、雇用に當り一方の締約国の領域内から第三国の領域内に派遣されていた被用者が、その後当該雇用に當り当該第三国の領域内から他方の締約国の領域内に派遣される場合についても、適用する。 3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。	1 1及び3の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。 2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その雇用に當り所在する締約国の法令のみを適用する。 3 1の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。	約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。 第十条 第六条から前条までの規定の例外 両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇業者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。 第十一条 配偶者及び子 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりルクセンブルクの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に關する協定の実施に關する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度並びに同条1(b)(iii)及び(iv)に掲げる法律により実施される日本国の医療保険制度に關する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。 第十二条 強制加入 第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。
この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある全ての者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。 第四条 待遇の平等 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。 第五条 海外への給付の支払 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者について、適用しない。	この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。 2 1の規定は、雇用に當り一方の締約国の領域内から第三国の領域内に派遣されていた被用者が、その後当該雇用に當り当該第三国の領域内から他方の締約国の領域内に派遣される場合についても、適用する。 3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。	1 1及び3の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。 2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者については、その雇用に當り所在する締約国の法令のみを適用する。 3 1の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用に當り当該領域内において雇用されている者又は日本国の領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。	約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。 第十条 第六条から前条までの規定の例外 両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇業者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。 第十一条 配偶者及び子 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりルクセンブルクの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に關する協定の実施に關する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度並びに同条1(b)(iii)及び(iv)に掲げる法律により実施される日本国の医療保険制度に關する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。 第十二条 強制加入 第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 共通規定

第十三条 通算

一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、当該給付を受ける権利を確立するため、自国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。

第二章 日本国の給付に関する規定

第十四条 通算に関する特別規定

1 前条の規定は、保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 前条の規定の適用に当たっては、ルクセンブルクの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がルクセンブルクの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける

権利の確立に当たっては、適用しない。

2 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十六条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十三条又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従つて当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにルクセンブルクの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びルクセ

ンブルクの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第三章 ルクセンブルクの給付に関する規定

第十八条 参照期間の延長

ルクセンブルクの法令が保険事故の発生前の特定の期間（参照期間）内に最低加入期間を満たしていることを給付を受ける権利の確立のための条件とし、かつ、この参照期間が特定の事実又は状況により延長されることを定めている場合において、当該事実又は状況は、それらが日本国の領域内で発生したときには、同様の効果を有する。

第十九条 給付の計算

1 第十三条の規定を適用することなくルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺

族給付を受ける権利が確立される場合には、ルクセンブルクの実施機関は、ルクセンブルクの法令に従い、ルクセンブルクの法令により考慮される保険期間の合計期間に基づいて給付の額を計算する。また、当該実施機関は、2の規定の適用により得られるであろう老齢給付、障害給付又は遺族給付の額を計算し、これらの二つの額のうち高い方を考慮する。

2 第十三条の規定に基づく通算を考慮することにより初めてルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用する。

(a) ルクセンブルクの実施機関は、両締約国の法令による全ての保険期間がルクセンブルクの法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される年金の理論上の額を計算する。

(b) (a)に規定する理論上の額を決定するための計算の基礎は、ルクセンブルクの法令による保険期間を基準とすることにより初めて確立する。

(c) ルクセンブルクの実施機関は、(a)に規定する理論上の額に、両締約国の法令による全ての保険期間に対するルクセンブルクの法令による保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算する。

第二十条 ルクセンブルクの法令の特定の規定

1 第十三条の規定は、年金を計算するに当たり、ルクセンブルクの法令に定める育児期間の認定について適用する。ただし、関係者が子の出生又は養子縁組の直前においてルクセンブルクの法令による保険期間を有していたことを条件とする。

2 他の社会保障の給付又は他の職業上の収入と重複する場合における給付の減額、停止又は取消しに関するルクセンブルクの法令の規定は、当該他の社会保障の給付を日本国の法令に基づいて受けている場合又は関連する職業上の活動が日本国の領域内において行われている場合であつても、受給者について適用する。

第二十一条 任意に継続可能な疾病保険 日本国の法令のみによる老齢給付、障害給付又は遺族給付の受給者であつて、ルクセンブルクの領域内に居住するものは、ルクセンブルクの法令に従い、任意に継続可能な疾病保険に加入することが出来る。

第四部 雑則

第二十二條 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、
(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置(締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために必要な医療上の情報の提供を含む。)について合意する。
(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三條 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事

事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四條 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者(その居住地を問わない。)に対して、日本語、ルクセンブルクの公用語のうちの一の言語又は英語により、直接に連絡することが出来る。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五條 情報の伝達及び秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(この協定の実施のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつ

て、1に規定する情報以外の情報(当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。)を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することが出来る。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報は、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十六條 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受領する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十七條 給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限す

る措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十八條 意見の相違の解決 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九條 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十條 効力発生前の事実及び決定

1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2 この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3 第七条1又は3の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日を開始したものとはみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十一條 給付の額の改定、権利の喪失及び権利に係る時効

1 この協定の効力発生前に決定した給付の額に

平成二十七年九月十一日 参議院会議録第四十号

ついては、この協定の適用により当該給付の額が増加することとなる場合には、受給者の申請に基づいて改定する。

2 1に規定する受給者の申請又はこの協定の下の取得される給付を受ける権利の確立に必要な年齢に達している受給者による当該給付の申請が、この協定の効力発生の日から二年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日に取得される。この場合において、権利の喪失又は権利に係る時効に関する各締約国の法令の規定は、これらの申請には、適用しない。

3 2に規定する申請が、この協定の効力発生の日から二年を経過した後に行われる場合には、喪失していない権利又は時効が完成していない権利については、各締約国の法令に従って決定する。

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件
による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

3 両締約国は、2の規定に従うことを条件として、この協定の終了の日までに有していた両締約国の法令による保険期間の取扱について相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年十月十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

城内 実

ルクセンブルク大公国のために

エティエンヌ・シュナイダー

審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成二十七年九月十日

内閣委員長 大島九州男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続き国等の職員となつた場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて、お

おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 指定管理者制度や包括的民間委託など多様な手法を活用し、官民連携事業の推進に努めること。また、手法の選択及び民間事業者の選定においては手続の透明性が確保されるよう十分に留意すること。

二 民間事業者への公務員の派遣等に当たつては、民間事業者からの要請を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、その運用に万全を期すること。

三 公共施設等の整備等に当たつては、公費負担の抑制の観点からも、事業規模に応じ、また地域の実情を踏まえ、事前に官民連携事業での実施可否を検討する仕組みの構築について検討すること。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

民間資金等の活用に

五六

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成二十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条を「第八十二条」に、「第八十一条」第八十四条を「第八十三条」第八十六条に、「第八十五条」を「第八十七条」に、「第八十六条」第九十二条を「第八十八条」第九十四条に改める。

第二十二條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 派遣職員(第七十八條第一項に規定する国派遣職員及び第七十九條第一項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。)をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに關し必要な事項

第三十四條第一項中「第九十一条第一号」を「第九十三条第一号」に改める。

第九十二條を第九十四條とし、第八十九条から第九十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第八十八條第一項中「第八十六条第一項」を「第八十八條第一項」に改め、同条を第九十条とし、第八十七条を第八十九条とし、第八十六条を第八十八条とし、第八章中第八十五条を第八十七条とし、第七章中第八十四条を第八十六条とし、第八十一条から第八十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第八十条第二項中「第八十条第一項」を「第八十条第一項に改め、第六章中同条を第八十二条とし、第七十九条を第八十一条とする。」

第七十八条中「国」を「前二条に規定するもののほか、国」に改め、同条を第八十条とし、第七十七条の次に次の二条を加える。

(国派遣職員に係る特例)

第七十八条 国派遣職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員(常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。)となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

2 国家公務員法第六十六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二及び第

二十条第三項の規定の適用については、同法第七十条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四条の二(第四項を除く。)の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

6 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。

7 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第四条(第五号に係る部分に限る。)及び第五条(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

(地方派遣職員に係る特例)

第七十九条 地方派遣職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。次項において同じ。)は、同法第二十九條第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

2 公共施設等運営権者又は国派遣職員(前条第一項の退職前に地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十二条第一項に規定する国の職員であつた者に限る。)若し

くは地方派遣職員は、同法第百四十条の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第十六条第六項の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第十六条の二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「次条第二項」を「次条

第三項」に改める。

第七十九条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員法第三十八条の二第二項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十日

農林水産委員長 山田 俊男

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人種苗管理センター等を解散し、これらの業務を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に承継させるとともに、独立行政法人水産大学校を解散し、その業務を国立研究開発法人水産研究・教育機構に承継させるほか、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人農林漁業信用基金の役員及び職員に対し秘密保持義務を課す等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきたが、今後、より一層、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農林水産関係の独立行政法人の改革に当たっては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制及び教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。

また、今回の改革が組織改編の集大成であることに鑑み、国民生活の向上のための研究や業務が遂行され、研究成果の最大化が図られるよう、安心して働きたいのある職場環境をつくること。

二 独立行政法人の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

三 独立行政法人の統合に当たっては、研究員やその補助スタッフの削減を行わないなど、統合後の法人の事務及び事業が確実に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法人の事務及び事業の成果並びに国内外における知名度が維持されるよう、各研究所等の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することについて十分配慮すること。

慮すること。

四 統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たっては、これまでの人件費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることを懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設、研究機材については、国際競争力強化の観点からも早急に対策を講じること。

五 研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化、自己収入の増加・経費の節約へのインセンティブ強化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価をできるようにすること。

六 政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

七 農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、一般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。また、統合後の水産研究・教育機構の施設配置についても、その機能の確保・向上、地域への波及効果等を総合的に検討し、慎重に対応すること。

右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

農林水産省関係法律の整備に関する法律
(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十二条」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十三条・第二十四条」に改める。

第四条第一項中「技術上の総合的な」を「技術(畜系に関する技術を含む。以下「農業等」に関する技術という。)上の」に、「により、農業及び食品産業」を「により、農業等」に改め、「民間等において行われる」を削り、「試験及び研究の促進に関する業務」を「基礎的な試験及び研究」に改め、「ほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図る」を削り、同条に次の一項を加える。

3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法(平成十年法律第八十三号)に基づ

き適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばい菌及びウイルスの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

第六条第四項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第十条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十一条中「四年」を「理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するもの」に、「理事の任期は二年」を「任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「農業及び食品産業」を「農業等」に改め、「多様な専門的知識を活用して行う」及び「総合的な」を削り、「並びに調査」を「調査、分析、鑑定並びに講習」に改め、「こと」の下に「(次項に規定する業務に該当するものを除く。)」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 原産種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

第十四条第一項第六号から第十号までを削り、同項第十一号中の「の業務」を「に掲げる業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の三項を加える。

3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 一種苗法第十五条第二項及び第四十七條第二項の規定による栽培試験を行うこと。

二 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。

三 ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 一種苗法第六十三條第一項の規定による集取

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第三十二條第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

5 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

第十五条第一号中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加え、同条第二号中「これら」を「これ」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十六条の見出しを「(積立金の処分)」に改

め、同条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「及び第四号」を削る。

第十八条第一項中「及び第二号」を削る。

第十九条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十条第一項中「同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し」を削り、同条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十一条第一項第二号中「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「又は第三号」を削る。

第二十二条第一項第二号中「又は第三号」を削り、「資本金の増加、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金」を「財務及び会計」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「又は第三号」を削り、同項第七号中「第十五條第四号」を「第十五條第三号」に改める。

第二十三条を削る。

第二十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

(国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正)

第二条 国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構法
目次中「第五条」を「第六条」に、「第六条」第十條を「第七條」第十一條に、「第十一條」第十四條を「第十二條」第十五條に、「第十五條」第十六條を「第十六條」第十七條に、「第十七條」第十八條を「第十八條」第十九條に改める。

第一条及び第二条中「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第三条の見出しを「(機構の目的)」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター(以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」に改め、(総合的なを削り、「放流」の下に「を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授」を加え、同条第二項中「センター」を「機構」に改める。

第十八條中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一條」を「第十二條」に改め、同条第二号中「第十四條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条を第十九條とする。

第十七條中「第九條」を「第十條」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十八條とする。

第十六條中「センター」を「機構」に改め、第四章中同条を第十七條とする。

第十五條第一項中「センター」を「機構」に、「第十一條第一項第一号」を「第十二條第一項第一号」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に改め、同条を第十六條とする。

第十四條第一項中「センター」を「機構」に、「第十一條第一項及び第二項」を「第十二條第一項、第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に改め、第三章中同条を第十五條とする。

第十三條中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一條第一項、第四項及び第五項」を「第十二條第一項及び第四項」に改め、同条第二号中「第十一條第二項」を「第十二條第二項」に改め、同条を第十四條とする。

第十二條中「センター」を「機構」に改め、同条を第十三條とする。

第十一条第一項中「センター」を「機構」に改め、同項第一号中「総合的なを削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十一条第二項及び第四項中「センター」を「機構」に改め、同条第五項を削り、同条を第十二條とする。

第十条中「センター」を「機構」に改め、第二章中同条を第十一條とする。

第九条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九條とする。

第七條第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二條第一項第一号の業務(同項第五号の業務に係る研究に限る。)及び同項第五号

の業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「センター」を「機構」に改め、

同条第二項中「センター」を「機構」に、「五人」を

「六人」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「センター」を「機構」に改め、第一章

中同条を第六条とする。

第四条中「センター」を「機構」に改め、同条を

第五条とする。

第三条の二中「センター」を「機構」に改め、同

条を第四条とする。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第三条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十

四年法律第百二十七号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第六十九条」を「第六十八条」に、「第

七十条」を「第六十九条」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第七条の二 基金の役員及び職員は、職務上知

ることのできた秘密を漏らし、又は盗用して

はならない。その職を退いた後も、同様とす

る。

第四十九条第五項中「並びに」の下に「第七条

の二及び」を加える。

第六十八条を削り、第六十九条を第六十八条

とする。

第六章中第七十条の前に次の一条を加える。

第六十九条 第七条の二(第四十九条第五項に

て秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第四条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成

十四年法律第百二十八号)の一部を次のように

改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に、「第

二十七条・」を「第二十六条」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条の二 信用基金の役員及び職員は、職務

上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用

してはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

第十四条第一項中「第二号」を「第六号」に改め

る。

第二十條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十條の二 主務大臣は、政令で定めるとこ

ろにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理

大臣に委任することができる。

一 信用基金に対する通則法第六十四条第一

項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による

立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に

基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第

一項の規定により立入検査をしたときは、速

やかに、その結果について主務大臣に報告す

るものとする。

庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところによ

り、前項の規定により委任された権限の全部

又は一部を財務局長又は財務支局長に委任す

ることができる。

第五章の章名を削る。

第二十五条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 第十条の二の規定に違反して秘密

を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五条 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部

を次のように改正する。

目次中「第二章 役員及び職員(第八条―第十

一条)」を「第二章 役員及び職員(第八条―第十

一条)」を「第二章の二 運営委員会(第十一条の

二―第十一条の四)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第十一条の二 信用基金に、第十五条各号に規

定する農業信用保険業務、林業信用保証業務

及び漁業信用保険業務並びに第十二条第二項

に規定する農業災害補償関係業務及び漁業災

害補償関係業務ごとに、運営委員会を置く。

2 前項に規定する業務の運営に関する事項で

次に掲げるものについては、運営委員会の議

を経なければならない。

一 業務方法書の変更

三 通則法第三十一条第一項に規定する年度

計画の作成又は変更

3 運営委員会は、前項に規定するもののほ

か、第一項に規定する業務の運営に関し、理

事長の諮問に応じて重要事項について意見を

述べ、又は必要と認める事項について理事長

に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第十一条の三 運営委員会は、運営委員十一人

以内をもつて組織する。

(運営委員)

第十一条の四 運営委員は、次に掲げる者(法

人にあつては、その役員又は職員)のうちか

ら、主務大臣が任命する。

一 政府以外の出資者(第十五条第二号に規

定する林業信用保証業務に係る出資者に

あつては、当該出資者が直接又は間接の構

成員となつて法人を含む。)

二 当該運営委員会に係る第十一条の二第一

項に規定する業務の適正な運営に必要な学

識経験を有する者

2 運営委員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

3 第十条の二及び第十一条並びに通則法第二

十一条第四項及び第二十三条第二項の規定

は、運営委員について準用する。この場合に

おいて、同項中「主務大臣又は法人の長は、

それぞれ」とあるのは、「主務大臣は」と読み

替えるものとする。

第二十六条中「第十条の二」の下に「(第十一

条の四第三項において準用する場合を含む。)」を

加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十七条の規定 公布の日

二 第三条及び第四条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第四条中独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条の次に一条を加える改正規定 平成二十七年十月一日

四 第五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(種苗管理センター等の解散等)

第二条 独立行政法人種苗管理センター(以下「種苗管理センター」という。)、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「種苗管理センター等」という。)、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。))が承継する。

2 この法律の施行の際現に種苗管理センター等有する権利のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 種苗管理センターの平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。))第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。附則第九条第四項において同じ。))における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

5 国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間(通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。))における業務の実績についての通則法第三十五条の六第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究機構が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

6 種苗管理センター等の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究機構が行うものとする。

7 種苗管理センター等の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失

の処理に係る業務は、研究機構が行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号。次条第一項において「旧種苗管理センター法」という。))第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の中期目標」とあるのは「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成二十八年四月一日に始まる中長期目標」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「中長期計画」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号。次条第二項において「旧農業生物資源研究所法」という。))第十二条第一項及び附則第十四条の規定による廃止前の国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四号。次条第二項において「旧農業環境技術研究所法」という。))第十二条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食

品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号。第十四条」とする。)

(研究機構への出資)

第三条 前条第一項の規定により研究機構が種苗管理センター等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定により読み替えられた旧種苗管理センター法第十二条第一項、旧農業生物資源研究所法第十二条第一項又は旧農業環境技術研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。))から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に対し第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(以下「新研究機構法」という。))第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

4 研究機構が権利を承継する場合における非課税

第四条 附則第二条第一項の規定により研究機構

が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第二条第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(研究機構の役員に関する特例)

第五条 研究機構に、役員として、新研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人以内を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十一条第二項の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(研究機構の業務の特例等)

第六条 研究機構は、新研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、研究機構がこの法律の施行の際現に行っている第一条の規定による改正前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第六号に掲げる業務(当該業務に係る同項第七号から第九号までに掲げる業務を含む。)及びこれに附帯する業務(以下この条において「特例業務」という。)を行う。

2 研究機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 前項に規定する勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

とする。

4 第一項の規定により研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第一項中「第四十四条第一項」とあるのは「第四十四条第一項(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。))附則第六条第二項に規定する勘定にあつては、同条第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項。以下この項において同じ。」「同条第一項」とあるのは「通則法第四十四条第一項」と、「業務」とあるのは「業務及び平成二十七年整備法附則第六条第一項に規定する特例業務(以下「特例業務」という。))」と、新研究機構法第十七条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特例業務」と、新研究機構法第十九条第二項中「業務」とあるのは「業務並びに特例業務」と、新研究機構法第二十一条第二項並びに第十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第二十四条第二号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び特例業務」とする。

5 研究機構は、特例業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する額を特例業務に係る各出資者に対しその出資額に応じて分配するものとする。

6 前項の規定により特例業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

7 第五項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

8 研究機構は、第五項の規定により第二項に規定する勘定を廃止したときは、その廃止の際当該勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(種苗管理センター等の職員から引き続き研究機構の職員となつた者の退職手当の取扱い)

第七条 研究機構は、施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年整備法」という。))附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き研究機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を研究機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に種苗管理センター等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き旧種苗管理センター等(種苗管理センター、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律

第六十七号。以下この項において「通則法整備法」という。))第四百九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)第二条の独立行政法人農業生物資源研究所(国立研究開発法人農業生物資源研究所(平成十一年法律第九十四号)第二条の独立行政法人農業環境技術研究所(国立研究開発法人農業環境技術研究所を含む。))をいう。以下この項において同じ。の職員として在職する者に限る。が、引き続き研究機構の職員となり、かつ、引き続き研究機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間と規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(研究機構の役員又は職員についての通則法の適用)

第八条 研究機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十七号。以下この項において「通則法整備法」という。))第四百九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)第二条の独立行政法人農業生物資源研究所(国立研究開発法人農業生物資源研究所(平成十一年法律第九十四号)第二条の独立行政法人農業環境技術研究所(国立研究開発法人農業環境技術研究所を含む。))をいう。以下この項において同じ。の職員として在職する者に限る。が、引き続き研究機構の職員となり、かつ、引き続き研究機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間と規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号、第六項において「平成二十七年整備法」という。)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。)、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所又は旧国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「旧種苗管理センター等」という。)の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「旧種苗管理センター」等役職員という。))であつた者を含む。以下この項において同じ。)を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	であつた者	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号
	の組織	(旧種苗管理センター等を含む。)の組織	であつた者(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号
	したこと	したこと(旧種苗管理センター法等(平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)、国立研究開発法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)又は国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)をいう。以下この項において同じ。))又は旧種苗管理センター等が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧種苗管理センター等規則」という。))に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)	したこと(旧種苗管理センター等の役員又は職員にこの法律、旧種苗管理センター法等若しくは他の法令又は旧種苗管理センター等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項
	させたこと	させたこと(旧種苗管理センター等の役員又は職員にこの法律、旧種苗管理センター法等若しくは他の法令又は旧種苗管理センター等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)	させたこと(旧種苗管理センター等の役員又は職員にこの法律、旧種苗管理センター法等若しくは他の法令又は旧種苗管理センター等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)	

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	であつた者	であつた者(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)	定めもの	定めもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	(旧種苗管理センター等を含む。)(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)	と営利企業等	(旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。)(旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。)
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	等	(旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。)(旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。)	と営利企業等	(旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。)(旧種苗管理センター等を含む。以下この号において同じ。)

(水産大学の解散等)

第九条 独立行政法人水産大学校(以下「水産大学校」という。))は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「研究・教育機構」という。))が承継する。

2 この法律の施行の際現に水産大学校が有する権利のうち、研究・教育機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度及び中期目標の期間における業務

5 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究・教育機構が行うものとする。

6 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終る事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究・教育機構が行うものとする。

の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究・教育機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究・教育機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究・教育機構に対してなされるものとする。

構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号。次条第一項において「旧水産大学校法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の中期目標」とあるのは「国立研究開

第一項の規定により水産大学校が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十条 前条第一項の規定により研究・教育機構

が水産大学の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究・教育機構が承継する資産の価額（同条第七項の規定により読み替えられた旧水産大学校法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究・教育機構に対し出資されたものとする。この場合において、研究・教育機構は、その額により資本金を増加するものとする。

第十一条 附則第九条第一項の規定により研究・教育機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

産大学の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続いて研究・教育機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を研究・教育機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきも

2 施行日の前日に水産大学校の職員として在職

する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き水産大学の職員として在職する者に限る。）が、引き続き研究・教育機構の職員となり、かつ、引き続き研究・教育機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定す

でない。

(研究・教育機構の役員又は職員についての通則法の適用)

第十三条 研究・教育機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年整備法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。以下「旧水産大学校」という。）の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者であつた者を含む。）	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	（旧水産大学校を含む。）の組織	通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと（平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号。以下この項において「旧水産大学校法」という。）又は旧水産大学校が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧水産大学校規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
---------------------------------------	---------------------------------	---	--	------------------------	--	------------	------------------------	---------------------------------------	-------------	--

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	定めるもの	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧水産大学の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人水産研究・教育機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	(旧水産大学校を含む。)の役員又は管理
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	(旧水産大学校を含む。以下この号において同じ。)と営利企業等

(独立行政法人種苗管理センター法等の廃止)
第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 独立行政法人種苗管理センター法
二 国立研究開発法人農業生物資源研究所法
三 国立研究開発法人農業環境技術研究所法
四 独立行政法人水産大学校法
(独立行政法人種苗管理センター法等の廃止に伴う経過措置)
第十五条 種苗管理センター等又は水産大学校の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(船員保険法の一部改正)
第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一「独立行政法人種苗管理センター」の項、独立行政法人水産大学校の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

(印紙税法の一部改正)
第二十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」を「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第五項まで」に改め、「漁業災害補償法」の下に「昭和三十九年法律第五十八号」を加える。
(種苗法の一部改正)
第二十三條 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「独立行政法人種苗管理セ

ンター(以下「種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」に改め、同条第五項及び第六項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第四十七條第二項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。
第六十三條の見出し中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」に、「家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗

国立研究開発法人水産研究・教育機構
(植物防疫法の一部改正)
第十九條 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。
第十六條第二号中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。
(水産資源保護法の一部改正)
第二十條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。
第二十條の見出し中「センター」を「機構」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター(以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」に改め、同条第四項及び第五項中「センター」を「機構」に改める。
国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)
改める。
第二十一條中「センター」を「機構」に改める。
第三十一條の見出しを削り、同条第三号中「センター」を「機構」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二「独立行政法人種苗管理センター」の項、独立行政法人水産大学校の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

平成二十七年九月十一日 参議院會議録第四十号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

六六

管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

第六十四条(見出しを含む。)及び第七十四条中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の種苗法(以下この条において「旧種苗法」という。)第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により種苗管理センターに行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法(以下この条において「新種苗法」という。)第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験とみなす。

2 施行日前に旧種苗法第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により種苗管理センターに行かせていた栽培試験は、新種苗法第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行かせていた栽培試験とみなす。

3 施行日前に旧種苗法第十五条第五項(旧種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験は、新種苗法第十五条第五項(新種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により研究機構が依頼した栽培試験とみなす。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「(国立研究開発法人水産総合研究センター)の下に」又は国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第二十六条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中、「国立研究開発法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四号)第十三条第一項」を削り、「国立研究開発法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)

第二十七条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産総合研究センター」を「独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、同項第一号中、「独立行政法人種苗管理センター」を削り、「及び国立研究開発法人水産総合研究センター」を、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

(平成十八年整備法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人に係る改革を推進する

ための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き当該施行日後の研究機構等」の下に「(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。)第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第五条中「独立行政法人農業者大学校を「独立行政法人種苗管理センター」、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所」に、「及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター」を、「独立行政法人さけ・ます資源管理センター」及び独立行政法人水産大学校」に、「国立研究開発法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究

開発法人水産研究・教育機構」に改め、「独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業環境技術研究所の」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律の一部改正)

第二十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四及び二十五 削除

別表第一第二十八号を次のように改める。

二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構

(農林水産省設置法の一部改正)

第三十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに関すること。

投票者氏名

日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一一〇名

阿達 雅志君 愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井 みどり君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 岩城 光英君 宇都 隆史君 上野 通子君 江島 潔君 衛藤 晟一君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 大野 泰正君 岡田 直樹君 岡田 広君 片山 さつき君 金子原 二郎君 木村 義雄君 岸 宏一君 北川 イッセイ君 北村 経夫君 熊谷 大君 小泉 昭男君 小坂 憲次君 古賀 友一郎君 上月 良祐君 鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 山東 昭子君

島尻 安伊子君 島村 大君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 高橋 克法君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯 武史君 野上 浩太郎君 羽生田 俊君 馬場 成志君 林 芳正君 藤井 基之君 古川 俊治君 堀内 恒夫君 牧野 たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉川 ゆうみ君 若林 健太君 島田 三郎君 末松 信介君 関口 昌一君 高野 光二郎君 滝沢 求君 武見 敬三君 塚田 一郎君 堂故 茂君 中泉 松司君 中曾 根弘文君 中原 八一君 二之湯 智君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三原 じゅん子君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 力君 山田 修路君 山谷 えり子君 山本 順三君 吉田 博美君 渡辺 猛之君

渡邊 美樹君 相原 久美子君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君 小川 敏夫君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山 幸治君 芝 博一君 田城 郁君 津田 弥太郎君 那谷 屋正義君 長浜 博行君 西村 まさみ君 羽田 雄一郎君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前田 武志君 増子 輝彦君 安井 美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 荒木 清寛君 魚住 裕一郎君 佐々木 さやか君 竹谷 とし子君 足立 信也君 有田 芳生君 石橋 通宏君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大島 九州男君 大野 元裕君 風間 直樹君 神本 美恵子君 郡司 彰君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君 榎葉 賀津也君 田中 直紀君 徳永 エリ君 直嶋 正行君 難波 奨二君 野田 国義君 白 眞勲君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 前川 清成君 牧山 ひろえ君 水岡 俊一君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君

反対者氏名

一名

長沢 広明君 西田 実仁君 浜田 昌良君 平木 大作君 矢倉 克夫君 山口 那津男君 山本 博司君 横山 信一君 若松 謙維君 東 徹君 小野 次郎君 片山 虎之助君 川田 龍平君 儀間 光男君 清水 貴之君 柴田 巧君 寺田 典城君 真山 勇一君 室井 邦彦君 アントニオ 猪木君 井上 義行君 行田 邦子君 田中 茂君 松田 公太君 山口 和之君 山田 太郎君 江口 克彦君 中野 正志君 中山 恭子君 浜田 和幸君 和田 政宗君 中西 健治君 水野 賢一君 薬師 寺みちよ君 渡辺 美知太郎君 福島 みずほ君 又市 征治君 吉田 忠智君 主濱 了君 谷 亮子君 荒井 広幸君 平野 達男君 糸数 慶子君 奥石 東君 松沢 成文君 脇 雅史君 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門 実紀史君 辰巳 孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山本 太郎君

日程第三 投資の自由化、促進及び保護に関する
日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

阿達 雅志君	愛知 治郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君
青木 一彦君	赤池 誠章君	中西 祐介君	中原 八一君
赤石 清美君	有村 治子君	長峯 誠君	二之湯 智君
井原 巧君	石井 準一君	二之湯 武史君	西田 昌司君
石井 浩郎君	石井 正弘君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
石井みどり君	石田 昌宏君	羽生田 俊君	長谷川 岳君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	馬場 成志君	橋本 聖子君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君	林 芳正君	福岡 資麿君
岩城 光英君	宇都 隆史君	藤井 基之君	藤川 政人君
上野 通子君	江島 潔君	古川 俊治君	堀井 巖君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	堀内 恒夫君	舞立 昇治君
大家 敏志君	大野 泰正君	堀野たかお君	松下 新平君
岡田 直樹君	岡田 広君	松村 祥史君	松山 政司君
片山さつき君	金子原二郎君	丸川 珠代君	丸山 和也君
木村 義雄君	岸 宏一君	三木 亨君	三原じゅん子君
北川イッセイ君	北村 経夫君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
熊谷 大君	小泉 昭男君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
小坂 憲次君	古賀友一郎君	宮本 周司君	森 まさこ君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君	柳本 卓治君	山崎 力君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山下 雄平君	山田 修路君
酒井 庸行君	山東 昭子君	山田 俊男君	山谷えり子君
島尻安伊子君	島田 三郎君	山本 一太君	山本 順三君
島村 大君	末松 信介君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
世耕 弘成君	関口 昌一君	若林 健太君	渡辺 猛之君
伊達 忠一君	高野光二郎君	渡邊 美樹君	足立 信也君
高橋 克法君	滝沢 求君	相原久美子君	有田 芳生君
滝波 宏文君	武見 敬三君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	小川 敏夫君	小川 勝也君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	江田 五月君	尾立 源幸君
		大久保 勉君	大島九州男君
		大塚 耕平君	大野 元裕君
		加藤 敏幸君	風間 直樹君
		金子 洋一君	神本美恵子君

北澤 俊美君	郡司 彰君	行田 邦子君	田中 茂君
小西 洋之君	小林 正夫君	松田 公太君	山口 和之君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	山田 太郎君	江口 克彦君
芝 博一君	榎葉賀津也君	中野 正志君	中山 恭子君
田城 郁君	田中 直紀君	浜田 和幸君	和田 政宗君
津田弥太郎君	徳永 エリ君	中西 健治君	水野 賢一君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
長浜 博行君	難波 奨二君	福島みずほ君	又市 征治君
西村まさみ君	野田 国義君	吉田 忠智君	主濱 了君
羽田雄一郎君	白 眞敷君	谷 亮子君	山本 太郎君
浜野 喜史君	林 久美子君	荒井 広幸君	平野 達男君
広田 一君	福山 哲郎君	糸数 慶子君	輿石 東君
藤末 健三君	藤田 幸久君	松沢 成文君	脇 雅史君
藤本 祐司君	前川 清成君		
前田 武志君	牧山ひろえ君		
増子 輝彦君	水岡 俊一君		
安井美沙子君	柳澤 光美君		
柳田 稔君	吉川 沙織君		
蓮 舫君	秋野 公造君		
荒木 清寛君	石川 博崇君		
魚住裕一郎君	河野 義博君		
佐々木さやか君	杉 久武君		
竹谷とし子君	谷合 正明君		
長沢 広明君	西田 実仁君		
浜田 昌良君	平木 大作君		
矢倉 克夫君	山口那津男君		
山本 博司君	横山 信一君		
若松 謙維君	東 徹君		
小野 次郎君	片山虎之助君		
川田 龍平君	儀間 光男君		
清水 貴之君	柴田 巧君		
寺田 典城君	藤巻 健史君		
真山 勇一君	室井 邦彦君		
アントニオ猪木君	井上 義行君		

反対者氏名

一〇名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君

日程第五 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を
求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

阿達 雅志君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤池 誠章君
赤石 清美君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	宇都 隆史君

上野 通子君	江島 潔君	松村 祥史君	松山 政司君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	丸川 珠代君	丸山 和也君
大家 敏志君	大野 泰正君	三木 亨君	三原じゅん子君
岡田 直樹君	岡田 広君	三宅 伸吾君	水落 敏榮君
片山さつき君	金子原二郎君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
木村 義雄君	岸 宏一君	宮本 周司君	森 まさこ君
北川イツセイ君	北村 経夫君	柳本 卓治君	山崎 力君
熊谷 大君	小泉 昭男君	山下 雄平君	山田 修路君
小坂 憲次君	古賀友一郎君	山田 俊男君	山谷えり子君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君	山本 一太君	山本 順三君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
酒井 庸行君	山東 昭子君	若林 健太君	渡辺 猛之君
島尻安伊子君	島田 三郎君	渡邊 美樹君	足立 信也君
島村 大君	末松 信介君	相原久美子君	有田 芳生君
世耕 弘成君	関口 昌一君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
伊達 忠一君	高野光二郎君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
高橋 克法君	滝沢 求君	江田 五月君	小川 勝也君
滝波 宏文君	武見 敬三君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	大久保 勉君	大島九州男君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	大塚 耕平君	大野 元裕君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
中川 雅治君	中曾根弘文君	金子 洋一君	神本美恵子君
中西 祐介君	中原 八一君	北澤 俊美君	郡司 彰君
長峯 誠君	二之湯 智君	小西 洋之君	小林 正夫君
二之湯武史君	西田 昌司君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	芝 博一君	榎葉賀津也君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	田城 郁君	田中 直紀君
馬場 成志君	橋本 聖子君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
林 芳正君	福岡 資麿君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
藤井 基之君	藤川 政人君	長浜 博行君	難波 奨二君
古川 俊治君	堀井 巖君	西村まさみ君	野田 国義君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
牧野たかお君	松下 新平君	浜野 喜史君	林 久美子君

松村 祥史君	松山 政司君	廣田 一君	福山 哲郎君
丸川 珠代君	丸山 和也君	藤末 健三君	藤田 幸久君
三木 亨君	三原じゅん子君	藤本 祐司君	前川 清成君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君	前田 武志君	牧山ひろえ君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
宮本 周司君	森 まさこ君	安井美沙子君	柳澤 光美君
柳本 卓治君	山崎 力君	柳田 稔君	吉川 沙織君
山下 雄平君	山田 修路君	蓮 舫君	秋野 公造君
山田 俊男君	山谷えり子君	荒木 清寛君	石川 博崇君
山本 一太君	山本 順三君	魚住裕一郎君	河野 義博君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	佐々木さやか君	杉 久武君
若林 健太君	渡辺 猛之君	竹谷とし子君	谷合 正明君
渡邊 美樹君	足立 信也君	長沢 広明君	西田 実仁君
相原久美子君	有田 芳生君	浜田 昌良君	平木 大作君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	矢倉 克夫君	山口那津男君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	山本 博司君	横山 信一君
江田 五月君	小川 勝也君	若松 謙維君	東 徹君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	小野 次郎君	片山虎之助君
大久保 勉君	大島九州男君	川田 龍平君	儀間 光男君
大塚 耕平君	大野 元裕君	清水 貴之君	柴田 巧君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	寺田 典城君	藤巻 健史君
金子 洋一君	神本美恵子君	真山 勇一君	室井 邦彦君
北澤 俊美君	郡司 彰君	井上 哲士君	市田 忠義君
小西 洋之君	小林 正夫君	紙 智子君	倉林 明子君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	小池 晃君	田村 智子君
芝 博一君	榎葉賀津也君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君
田城 郁君	田中 直紀君	仁比 聡平君	山下 芳生君
津田弥太郎君	徳永 エリ君	アノト才猪木君	井上 義行君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	行田 邦子君	田中 茂君
長浜 博行君	難波 奨二君	松田 公太君	山口 和之君
西村まさみ君	野田 国義君	山田 太郎君	江口 克彦君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	中野 正志君	中山 恭子君
浜野 喜史君	林 久美子君	浜田 和幸君	和田 政宗君

廣田 一君	福山 哲郎君	中西 健治君	水野 賢一君
藤末 健三君	藤田 幸久君	薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
藤本 祐司君	前川 清成君	福島みずほ君	又市 征治君
前田 武志君	牧山ひろえ君	吉田 忠智君	主演 了君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	谷 亮子君	山本 太郎君
安井美沙子君	柳澤 光美君	荒井 広幸君	平野 達男君
柳田 稔君	吉川 沙織君	糸数 慶子君	奥石 東君
蓮 舫君	秋野 公造君	松沢 成文君	脇 雅史君
荒木 清寛君	石川 博崇君		
魚住裕一郎君	河野 義博君		
佐々木さやか君	杉 久武君		
竹谷とし子君	谷合 正明君		
長沢 広明君	西田 実仁君		
浜田 昌良君	平木 大作君		
矢倉 克夫君	山口那津男君		
山本 博司君	横山 信一君		
若松 謙維君	東 徹君		
小野 次郎君	片山虎之助君		
川田 龍平君	儀間 光男君		
清水 貴之君	柴田 巧君		
寺田 典城君	藤巻 健史君		
真山 勇一君	室井 邦彦君		
井上 哲士君	市田 忠義君		
紙 智子君	倉林 明子君		
小池 晃君	田村 智子君		
大門実紀史君	辰巳孝太郎君		
仁比 聡平君	山下 芳生君		
アノト才猪木君	井上 義行君		
行田 邦子君	田中 茂君		
松田 公太君	山口 和之君		
山田 太郎君	江口 克彦君		
中野 正志君	中山 恭子君		
浜田 和幸君	和田 政宗君		

反対者氏名	賛成者氏名
阿達 雅志君	阿達 雅志君
青木 一彦君	青木 一彦君
赤石 清美君	赤石 清美君
井原 巧君	井原 巧君
石井 浩郎君	石井 浩郎君
石井 みどり君	石井 みどり君
磯崎 仁彦君	磯崎 仁彦君
猪口 邦子君	猪口 邦子君
岩城 光英君	岩城 光英君
上野 通子君	上野 通子君
衛藤 晟一君	衛藤 晟一君
大家 敏志君	大家 敏志君
岡田 直樹君	岡田 直樹君
片山さつき君	片山さつき君
木村 義雄君	木村 義雄君
北川イツセイ君	北川イツセイ君
熊谷 大君	熊谷 大君
小坂 憲次君	小坂 憲次君
愛知 治郎君	愛知 治郎君
赤池 誠章君	赤池 誠章君
有村 治子君	有村 治子君
石井 準一君	石井 準一君
石井 正弘君	石井 正弘君
石田 昌宏君	石田 昌宏君
磯崎 陽輔君	磯崎 陽輔君
岩井 茂樹君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	宇都 隆史君
江島 潔君	江島 潔君
尾辻 秀久君	尾辻 秀久君
大野 泰正君	大野 泰正君
岡田 広君	岡田 広君
金子原二郎君	金子原二郎君
岸 宏一君	岸 宏一君
北村 経夫君	北村 経夫君
小泉 昭男君	小泉 昭男君
古賀友一郎君	古賀友一郎君

日程第六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

反対者氏名

○名

賛成者氏名

二一六名

上月 良祐君	鴻池 祥肇君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	竹谷とし子君	谷合 正明君	日程第七 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	阿達 雅志君	愛知 治郎君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	若林 健太君	渡辺 猛之君	長沢 広明君	西田 実仁君		青木 一彦君	赤池 誠章君
酒井 庸行君	山東 昭子君	渡邊 美樹君	足立 信也君	浜田 昌良君	平木 大作君		赤石 清美君	有村 治子君
島尻安伊子君	島田 三郎君	相原久美子君	有田 芳生君	矢倉 克夫君	山口那津男君		井原 巧君	石井 準一君
島村 大君	末松 信介君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	山本 博司君	横山 信一君	賛成者氏名	石井 浩郎君	石井 正弘君
世耕 弘成君	関口 昌一君	磯崎 哲史君	江崎 孝君	若松 謙維君	東 徹君		片山虎之助君	石田 昌宏君
伊達 忠一君	高野光二郎君	江田 五月君	小川 勝也君	片山虎之助君	川田 龍平君		儀間 光男君	石田 昌宏君
高橋 克法君	滝沢 求君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	儀間 光男君	清水 貴之君		柴田 巧君	磯崎 仁彦君
滝波 宏文君	武見 敬三君	大久保 勉君	大島九州男君	柴田 巧君	寺田 典城君		藤巻 健史君	磯崎 仁彦君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	大塚 耕平君	大野 元裕君	藤巻 健史君	真山 勇一君		室井 邦彦君	猪口 邦子君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	室井 邦彦君	アノ二才猪木君		井上 義行君	岩城 光英君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	金子 洋一君	神本美恵子君	井上 義行君	行田 邦子君		田中 茂君	上野 通子君
中川 雅治君	中曾根弘文君	北澤 俊美君	郡司 彰君	田中 茂君	松田 公太君		山口 和之君	衛藤 晟一君
中西 祐介君	中原 八一君	小西 洋之君	小林 正夫君	山口 和之君	山田 太郎君		江口 克彦君	大家 敏志君
長峯 誠君	二之湯 智君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	江口 克彦君	中野 正志君		中山 恭子君	岡田 直樹君
二之湯武史君	西田 昌司君	芝 博一君	榛葉賀津也君	中山 恭子君	浜田 和幸君		和田 政宗君	片山さつき君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	田城 郁君	田中 直紀君	和田 政宗君	中西 健治君		水野 賢一君	木村 義雄君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	津田弥太郎君	徳永 エリ君	水野 賢一君	薬師寺みちよ君		渡辺美知太郎君	北川イツセイ君
馬場 成志君	橋本 聖子君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	渡辺美知太郎君	主濱 了君		谷 亮子君	熊谷 大君
林 芳正君	福岡 資麿君	長浜 博行君	難波 樊二君	谷 亮子君	荒井 広幸君		平野 達男君	小坂 憲次君
藤井 基之君	藤川 政人君	西村まさみ君	野田 国義君	平野 達男君	興石 東君		松沢 成文君	上月 良祐君
堀内 恒夫君	堀井 巖君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	松沢 成文君	脇 雅史君		牧野たかお君	佐藤 信秋君
松村 祥史君	松下 新平君	広田 一君	林 久美子君	松沢 成文君			松村 祥史君	酒井 庸行君
丸川 珠代君	丸山 和也君	藤末 健三君	藤田 哲郎君	井上 哲士君	一五名		丸川 珠代君	島尻安伊子君
三木 亨君	三原じゅん子君	藤本 祐司君	前川 清成君	紙 智子君	市田 忠義君		三宅 伸吾君	島村 大君
溝手 顕正君	水落 敏栄君	前田 武志君	牧山ひろえ君	小池 晃君	倉林 明子君		宮本 周司君	世耕 弘成君
宮本 周司君	宮沢 洋一君	増子 輝彦君	水岡 俊一君	大門実紀史君	田村 智子君		柳本 卓治君	伊達 忠一君
山下 雄平君	森 まさこ君	安井美沙子君	柳澤 俊一君	柳澤 光美君	辰巳孝太郎君		山下 雄平君	高橋 克法君
山田 俊男君	山崎 力君	荒木 清寛君	石川 博崇君	秋野 公造君	又市 芳生君		山田 俊男君	滝波 宏文君
山本 一太君	山谷えり子君	魚住裕一郎君	河野 義博君	石川 博崇君	山本 太郎君		山本 一太君	柘植 芳文君
	山本 順三君	佐々木さやか君	杉 久武君	河野 義博君				鶴保 庸介君
								豊田 俊郎君
								中泉 松司君

平成二十七年九月十一日 参議院会議録第四十号 投票者氏名

中川 雅治君	中曾根弘文君	郡司 彰君	小西 洋之君	田中 茂君	松田 公太君
中西 祐介君	中原 八一君	小林 正夫君	小見山幸治君	山口 和之君	山田 太郎君
長峯 誠君	二之湯 智君	齋藤 嘉隆君	芝 博一君	江口 克彦君	中野 正志君
二之湯武史君	西田 昌司君	榎葉賀津也君	田城 郁君	中山 恭子君	浜田 和幸君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	田中 直紀君	津田弥太郎君	和田 政宗君	中西 健治君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	水野 賢一君	薬師寺みちよ君
馬場 成志君	橋本 聖子君	直嶋 正行君	長浜 博行君	渡辺美知太郎君	福島みづほ君
福岡 資麿君	藤井 基之君	難波 奨二君	西村まさみ君	又市 征治君	吉田 忠智君
藤川 政人君	古川 俊治君	野田 国義君	羽田雄一郎君	主演 了君	谷 亮子君
堀井 巖君	堀内 恒夫君	白 眞敷君	浜野 喜史君	山本 太郎君	荒井 広幸君
舞立 昇治君	牧野たかお君	林 久美子君	広田 一君	平野 達男君	糸数 慶子君
松下 新平君	松村 祥史君	福山 哲郎君	藤末 健三君	興石 東君	松沢 成文君
松山 政司君	丸川 珠代君	藤田 幸久君	藤本 祐司君	協 雅史君	
丸山 和也君	三木 亨君	前川 清成君	前田 武志君		
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君		
水落 敏栄君	溝手 顕正君	水岡 俊一君	安井美沙子君		
宮沢 洋一君	宮本 周司君	柳澤 光美君	柳田 稔君		
森 まさこ君	柳本 卓治君	吉川 沙織君	蓮 舩君		
山崎 力君	山下 雄平君	秋野 公造君	荒木 清寛君		
山田 修路君	山田 俊男君	石川 博崇君	魚住裕一郎君		
山谷えり子君	山本 一太君	河野 義博君	佐々木さやか君		
山本 順三君	吉川ゆうみ君	杉 久武君	竹谷とし子君		
吉田 博美君	若林 健太君	谷合 正明君	長沢 広明君		
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
足立 信也君	相原久美子君	平木 大作君	矢倉 克夫君		
有田 芳生君	石上 俊雄君	山口那津男君	山本 博司君		
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	横山 信一君	若松 謙維君		
江崎 孝君	江田 五月君	東 徹君	小野 次郎君		
小川 勝也君	小川 敏夫君	片山虎之助君	川田 龍平君		
尾立 源幸君	大久保 勉君	儀間 光男君	清水 貴之君		
大島九州男君	大塚 耕平君	柴田 巧君	寺田 典城君		
大野 元裕君	加藤 敏幸君	藤巻 健史君	真山 勇一君		
風間 直樹君	金子 洋一君	室井 邦彦君	アントニオ猪木君		
神本美恵子君	北澤 俊美君	井上 義行君	行田 邦子君		

反対者氏名

井上 哲士君
紙 智子君
小池 晃君
大門実紀史君
仁比 聡平君
市田 忠義君
倉林 明子君
田村 智子君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君

一〇名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
三〇四 三五四円